

## 第八十七回 参議院大蔵委員会会議録 第三号

昭和五十四年二月十五日(木曜日)  
午前十時四分開会

委員の異動

二月十三日

辞任

森田 重郎君

補欠選任

野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長

坂野 重信君

理事

野末 陳平君

委員

梶木 梶木  
藤田 藤田  
矢追 矢追  
中村 中村  
浅野 浅野  
糸山 糸山  
河本 河本  
鷗崎 鷗崎  
戸塚 戸塚  
藤井 藤井  
竹田 竹田  
吉田 吉田  
多田 多田  
佐藤 佐藤  
市川 市川  
房枝 房枝  
省吾 君  
弘君 一弘君  
昭夫 君  
武君 武君  
一平君 金子 一平君

政府委員  
大蔵政務次官  
大蔵大臣官房審議官  
大蔵省主計局次長  
大蔵省証券局長  
大蔵省銀行局長  
大蔵省国際金融局長  
大蔵省企画庁次長  
事務局側  
常任委員会専門員  
説明員  
経済企画庁物価局物価調査課長  
計画局審議官  
法務省刑事局刑事課長  
厚生大臣官房企画室長  
通商産業省産業政策局物価対策課長  
資源エネルギー庁石油部計画課  
郵政省貯金局第1業務課長  
日本銀行総裁  
参考人  
森永貞一郎君

(財政及び金融等の基本施策に関する件)  
○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○航空機燃料税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。  
去る十三日、森田重郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十三日、森田重郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。  
租税及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行総裁森永貞一郎君に参考人として出席を求める、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(坂野重信君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。  
去る十三日の委員会において、財政及び金融等の基本政策について金子大蔵大臣から所信を聴取いたしておりますので、これより大臣の所信に対する質疑を行います。

○竹田四郎君 経企庁は来ておりますか。——最近、海外市況が大変大きく上がっているわけでありまして、一月から二月、これにかけてファイナンシャル・タイムスの指數を見ても、あるいはロイターニュースを見ても急激に上昇を続けています。それけれども、ここ数ヶ月の海外市況というものは、ますけれども、ここ数ヶ月の海外市況といふもの

を一体経企庁はどう把握しておられるのですか。  
○説明員(新名政英君) 御説明いたします。  
海外市況といふものは、主として卸売物価に関するものと思います。卸売物価の最近の動きを見ると、十月を底といたしまして、昨年の十一月から若干全体といたしましては上昇に転じております。その上昇の主な原因は海外要因というものがかかるかと思います。  
ちなみに、最近の五十四年一月の卸売物価を見ますと、前年同月に比べまして一・六%のマイナスということになつております。そのうち海外要因は大体一%のマイナスでございますけれども、そのうち円高によりまして——昨年に比べましての円高でございます、大体二・九%ぐらい下がっておりますから、海外の価格と申しますのは一・八%ぐらい昨年に比べて上がっている、こういうことがどうに理解しております。  
○竹田四郎君 私、時間ありませんから、そういうことをいま聞いているわけじゃないんです。  
海外市況の今後の見通しはどうかということを聞いているわけであって、海外要因がどうだとか何とかという、卸売物価がどうなるかということは私はまだ少しも言つてない。だから、問い合わせをして正しくひとつ答えてください。海外の市況はここ数ヶ月、一体どういうふうになるのか、それを聞いているのです。  
○説明員(新名政英君) 海外要因と申しましても、一番日本に影響がござりますのは原油であるかと思います。御承知のように、原油につきましてはOPECの値上げがありまして、暦年ではドルベースで一四・五%上がることになつております。御承知のように、原油につきまして、年平均ではドルベースで大体一〇%ぐらい上がる、こういうように理解しております。  
それ以外の海外要因につきましても、やはり若干今後上がるというように理解しております。

○参考人の出席要求に関する件  
○租税及び金融等に関する調査

以上でございます。

○竹田四郎君 経済企画庁は大体石油中心で、ほかのアルミニウムとかなんとか、いろいろな貴金属もありますよ。あるいは綿花だって穀物だってあるんです。そういう問題について今後の見通しといふのは全然持っていないんですか。石油だけで。それとも、そういうことは担当じゃないから私は知らないと言うんですか。どちらなんですか。あなたが担当でないと言うなら、担当でないものを

○説明員(新名政英君)私たちのところの物価見通しと申しますのは、マクロの観点で物価見通しを作成しております。コスト要因といたしましては、生産、雇用、雇用者所得、為替レート、輸入価格の動向、こういうものをコスト要因として見まして物価見通しをつくておりますし、需給要因といたしましては、生産ですとか消費をマクロの立場から見まして見通しをつくておりますけれども、個々の具体的な品目につきましては、余り詳しくどうなるかという点につきましては、余り詳しく勉強しておりません。

いま物価情勢というのは大変大きな問題になつてきている。しかもそれが海外要因に起因するところが大変多いというのに、そういうことでこれらの物価と景気と雇用と、あるいは財政を含めて、一体そういうことで論議できますか。個別の商品は知りません、個別の商品がわからなければ全体のあれもわからぬじやないですか。そういうことで大蔵委員会に、あなたの経済企画庁としてよく参加できる準備をしてきたね。私は大変遺憾だと思うんですが、恐らくそれ以上はお答えができるないだらうと思いますから、もうあなたに対する質問はその辺でやめておきます。

○政府委員(米里認君) いまお話しの海外市況でござりますが、御指摘のように、ロイター指數その他ので見ましてかなり各種目とも強含みということがありますか 政府は。

で推移しております。特に目立ちますのは銅、鉛といったような非鉄金属のグループですが、数字は申し上げませんが、御承知のように最近、特に去年の秋以降と申しますとか、あたりから急速に上がってまいつておるということをご存じます。非鉄金属だけではございません、そのほかにも原本その他を中心としてかなりの値上がりを見ております。これはいま企画室からもお話をございましたように、今後のわが国の物価動向にも大きな影響を及ぼしますので、私どもこの推移を注視しておるわけでございますが、今後ということになりますと、私ども余り専門的でございませんので、個別の商品についてはよくわかりませんが、今後につきましてはなかなか樂觀を許さない状態にあるんぢやないかということで注視しておるという状況でございます。

○竹田四郎君 これ、一時的な要因としてみるとか、ある程度継続的な要因としてみるかによつて日本の対応というのも当然違つてこなくちや私はならないと思うんですよ。

だから、私が一番知りたいのは、こういう海外市況というものが、先ほど言つたように為替相場との関連も当然あるわけでありますけれども、少なくとも海外要因はかなり物価を引き上げている要因になつてることはこれは私否定できないと思うんです。長続きするといふのか、まあ一時的現象でまた下がるんだといふうに見るかによつて違つてくると思うんですが、その辺は一体どういうふうにこらんになつてているのか、大蔵大臣なり日銀総裁もその辺はお詳しいだらうと思いますから、どちらでも結構でござりますが、ひとつどういうふうにその点を基本的に見ているのか、お願いをしたいと思います。

○参考人(森永貞一郎君) 十一月から卸売物価が騰勢に転じたわけでございまして、この三ヶ月間約要因によるものが〇・六で、為替要因によるもの

で推移しております。特に目立ちはのは銅、鉛といったたような非鉄金属のグループですが、数字は申し上げませんが、御承知のように最近、特に去年の秋以降と申しますようか、あたりから急速に上がってまいつておるということでございまます。非鉄金属だけではございません、そのほかにも原木その他を中心といたしましてかなりの値上がりを見ております。これはいま企画庁からもお話をございましたように、今後のわが国の物価動向にも大きな影響を及ぼしますので、私どもこの推移を注視しておるわけでございますが、今後ということになりますと、私ども余り専門的でございませんので、個別の商品についてはよくわかりませんが、今後につきましてもなかなか樂觀を許さない状態にあるんぢやないかということでお視しておりますという状況でござります。

○竹田四郎君 これ、一時的な要因としてみるとか、ある程度継続的な要因としてみるかによつて日本の対応というものも当然違つてこなくちや私だから、私が一番知りたいのは、こういう海外

のが○・四ということになつております。  
一月になりますとこの為替要因によるものはな  
くなりまして、○・六が一月の勝貴率でござります  
が、国内、海外半々で海外の要因はすべて契約要因  
ということになつております。それはやはり海外  
の市況によるものでございまして、特に値上がりが  
いたしておりますものにつきましてはただいまお  
答えがございましたが、私ども注目いたしておりま  
すのは、やはり海外、国際的に景気が少しよくなつ  
てしまいまして需要がふえてきておる。その反面  
たとえば鉱などにつきましてはザイールの銅の生  
産が落ちていてとか、あるいはアメリカで採算の  
合わない銅山を整理いたしましたとか、そういう  
供給面の要因もあるわけでございまして、その辺  
が今後どう推移するかということになりますと、  
世界の景気がやはり少しずつよくなつてきておる  
ような感じもいたしますので、海外の市況の問題面  
については、先行きやはり堅調を続けるものと見  
なくてはいかぬのかなという感じがいたします。  
もつとも、市況商品につきましては御承知のよ  
うにもう騰落常ないわけでございまして、この数  
日間は少し落ちつきました。ロイター指数も二月  
になりましてからかなり、一・二%ぐらい上がつ  
たのでござりますけれども、この二、三日はややマ  
イナスに転じておりますので、先行きどうなります  
か、私ども毎日の市況の動きに关心を持つてお  
ながめておるのが現状でございまして、先行き余  
り楽觀等ではいけないのではないか、そういう感  
じでながめております。

でありますけれども、傾向的にはドルが強くなっています。しかし、最近のアメリカの連邦準備理事会の理事長ですか、ミラーさん等の発言から見ましても、「ドル防衛」というのはかなり本気でどうも腰を入れてきたというような感じを私は持つわけであります。が、そうすれば必然的に今までの円高というものがなくなってくる可能性という、円高のメリットがなくなってくるのじゃないかという可能性があるわけでありまして、大平首相も大体一ドル二百円程度の推移を希望するというふうに言っておられます。が、「二百円」ということになりますと、円高メリットといふものが消えてくれば、私は海外市況要因というものが日本の卸売物価にかなり大きくなりいてくる可能性がこの面から出てきたんじゃないかと、こう思うんですが、大蔵大臣どうですか。  
**○国務大臣（金子一平君）** いま竹田さん御指摘のとおり、為替は大分最近落ちついてまいっております。それは、一つはドル防衛の効果が漸次漫透してきたということだろうと思うのでござりますが、しかし、一面において海外の市況が大分活発になってきて、値上がりの傾向になってきた。それが相当前日本の卸売物価にも影響してまいりますから、これはやはりよほど目を離さないよう、常に注目して必要な対策をとっていかなければなりませんというふうに考えておる次第でござります。  
**○竹田四郎君** 外的要因としてはそういう問題があるんですが、内的要因としてははどうなんでしょうか。  
最近は卸売物価、年率にして七・四%に近い上がり方を示しておりますが、年率七・四%の上がり方というのは私は相当激しい上がり方で、これはやはり無視できないし、卸売物価が上がっていくれば、それはタイムラグを伴ながら当然消費者物価指数の上がる要因になるわけありますから、幸い、いまのところ消費者物価指数の上がり方は幾らか落ちついているにしても、卸売物価が上がってくるということになれば将来物価の安定などと言つておれないし、大蔵大臣の所信の表明の中でも、私が拝読をいたした感じでは、予算編

成が、物価は鎮静している、安定しているという考え方のものにことしの予算が組まれているわけありますけれども、これが上がってくるということになると、ことしの予算というもののあり方となる。これは当然考え方なくちやならぬといふことになるわけありますけれども、國內的な要因として警戒すべきものとしてはどんな問題を考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(金子一平君) 幸いにいまのところは消費者物価も比較的落ちついております。しかし御指摘のとおり、今後卸売物価の値上がりがどうCPIに波及するか、これは十分注意していかなきやいかぬと思っておりますが、マネーサプライの状況を見ましても比較的落ちついた、まあ多少上がったと言われておりますけれども、落ちついた状況を示しておりますし、今後いろんな指標を十分注意しながら、やはり日本経済の円滑な運営には物価に重点を置かなければいけないかな時代になってきておるというやうに考えておる次第でございます。

いうのはつまづいたという認識は確かに持つておるようございます。私は危惧しておりますことは、石油の面だけで申しますならば、性急な近代化のために必要な外貨、これは石油輸出によって得られるわけでございますけれども、そのような性急な近代化というのを控えた方がよろしいと、したがって、石油の輸出というのを控えた方がよろしいという空気が起り得る可能性はないと、私は思っています。

現にホメイニ師の方針と申しますのは、イラン人の必要のために石油収入を使つて、そのためには必要な石油しか輸出しませんと、世界の輸出国であるらとは思つておりません、というような基本的な考え方のようございます。したがいまして、そういう考え方の、たとえば一番近い湾岸諸国などに影響を与えないという保証はないと思っております。

ただ私どもは、先ほど申し上げましたような産油国によつていまイランの輸出減というのは賄われておりますと申し上げた背景には、いわゆるOPEC諸国は消費国の立場についての理解がかなりございまして、消費国に対して、あるいは世界の石油の需給につきまして協調的であるといふのが現在の状態であるというふうに理解しております。

○竹田四郎君 大蔵大臣、けさもテレビを聞いておりましたら、経団連の会長さんが、どうも日本政府の石油の政策というのは国民をいろいろさせると、とても政府の方針ではわれわれは安心していられないんだと、こういうふうに本當に思つているんですか。

○國務大臣(金子一平君) これは通産大臣の所管でございますけれども、私が伺つているところでは、一一三月に必要な数量の確保は十分でありますといふ各商社からの報告を受けておるから、

一一三月が一番需要の多いときでございます。それが乗り切れれば、とにかくさしあたつての心配はない、しかし、今後の動きについては十分注意していくべきやいかぬと、こういう発言を通常大臣から伺つております。まあ、最悪の時期だけは乗り切れたんじやないかというふうに私どもは理解しておるような次第でございます。

○竹田四郎君 私は、そらやっぱり簡単ではないだらうと思いますし、一一三月を乗り切つても、現に石油メーカーは、私どもから言わせれば円高差益をため込んで、そして一時、一部分には乱売といふようなことも起きておりますけれども、現実には石油各社とも石油の値上げをいまやっているわけですね。そういたしますと、政府の考えていた私どもは、純真でもなければ国民のためと考えていい。むしろいままでの穴のあいた分をここへ来て埋めたいと、だからもうともうけたいというふうなことが、私はかなり強く感ずるんです。そうすれば、このイランの問題を中心としての石油の価格の便乗値上げというようなものも、当然今後の卸売物価なりあるいは消費者物価の上昇に拍車をかけていく要因になると思うんですけれども、その辺は石油会社の便乗値上げ、あるいは円高差益の問題、こういうものの考えれば、私は当然政府として石油の価格に対する手を打つべきだらう。それでなければ、せつかも政府が組んだ——まあ、私どもは賛成ではありませんけれども——今年度の予算なり経済見通しなりといふものは大幅に狂つてくるんじやないだらうか、こういうふうに思つんですが、どうですか。

○國務大臣(金子一平君) 一番やはり警戒を要するのは、いまお話をございました石油製品に対する便乗値上げの問題だらうと思います。これが一連波を呼ぶようなことになりますると大変なことです。特にアメリカあたりでは大変な危機感を持つてゐるわけですが、政府としてはやっぱりあれですか、石油については現状では価格の面でも量の面でもそう心配はない、こういうふうに本当に思つているんですか。

○國務大臣(金子一平君) これは通産大臣の所管でございますけれども、私が伺つているところでは、一一三月に必要な数量の確保は十分でありますといふ各商社からの報告を受けておるから、

ます。

○竹田四郎君 やはりその点は国民も心配している面だらうと思いますし、ガソリン等の値上げと

いうようなものも現に行われてゐるし、あるいは

いう問題が私は国内的要因としてあると思うんで

す。

なおちなみに、五十三年度におきましては十二

品目について不況カルテルの対象品目があつたわ

けでございますけれども、現在たゞまでは六品目は廃止をしてございまして、現在ございますの

六品目でございます。

具体的に申し上げますと、廃止いたしましたのは、短纖維の紡績糸、これが昨年の六月末で廃止してござります。それから塩ビ樹脂につきましては五十三年の八月末をもちまして打ち切つております。それから人造黒鉛電極につきましては昨年の十月末、それから石綿スレートにつきましては、先ほど申し上げました基本的な方針に沿いまして不況カルテルは廃止をしておるということでございまして、現在残つております品目といつしら酢酸ビニールモノマー、この二つにつきましては、先ほど申し上げました基本的な方針に沿いまして不況カルテルは廃止をしておるということです。それから外装用のライナー、中しん原紙、両更クラフト紙、それから合成纖維用染料、以上六品目でございますが、これらの品目につきまして最近それから外装用のライナー、中しん原紙、両更クラフト紙、それから合成纖維用染料、以上六品目でございますが、これらの品目につきまして最近とも需給の価格動向、市況の推移等を十分注意しつきましては全体的には改善されつつあると見られますけれども、なお採算ラインの状況には達していないということでございますけれども、今後とも需給の価格動向、市況の推移等を十分注意してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

それから、あと先生御指摘の問題につきましては、公共事業関連物資等々の問題につきまして

は、私どもいたしましては、各個別の商品、物資ことに十分きめ細かく調査、監視を続けてまいりたいと考えておりますて、ちなみに申し上げますと、公共事業関連物資につきましては、省内に公共事業関連物資の需給価格等に関する対策本部といふものを昨年から設置しておりますて、たゞそぞういったような場を通じまして、関係物資につきましては個々具体的に十分調査、監視を行つても続けてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○竹田四郎君　どうもはつきりしないし、いまの段階で通産省がまだひとつ価格の引き上げに手をかそうと、いうくらいにしか私は感じられないのですよ。やはりこういうインフレ的な芽といふものは、私はなるべく早く摘む必要があると思うのですよ。これ上がつちやつたらことしの予算だつてどうなるかわかりませんよ。そういう意味でどうもいまの御答弁は私は満足いきません。

これは大蔵大臣ね、閣議の中でも、そうした不況カルテルは見直さなくちやいけないことはもちろんでありますけれども、これは不況カルテルを結ばなくなつたつて、お互に減量経営をやろう、減量生産をやろうということになれば、協定ではないにしても、独禁法には違反しないにしても、現実には業界全体が不況カルテルやつてると同じことでしょう。こういうことはあつちやならぬと思うのですよ。早いうちにそうした物資の価格の高騰というものを抑えていく。これが私は四十七、八年のあの当時のインフレの教訓の一つだらうと思うのですけれども、これはやつぱり大蔵大臣、あなたは財政経済の運営のかなめにいるわけですから、担当は一応通産にしましても、これ考えてもらわにやいかぬと思うのですけれども、どうですか。

○国務大臣(金子一平君)　需給がだんだんと逼迫してまいりましたよな場合には、不況カルテルの打ち切りも相当思い切つてやつていかなきやいかぬ、あるいは生産率を増幅するような手も必要によっては打つていいかなきやいかぬと、私個人と

○竹田四郎君 私は、物価上昇の一つの引き金になつてゐるのは株式市場の異常な高騰、これがやはりそうしたムードをつくり上げていると思うのですけれども、これはただ単に事業の余裕資金がこれだけ入っているという——その要因はもちろんなあると思います。しかし、やっぱり銀行がそういう土地や株式に対する金を貸しているんじゃないですか。これ銀行局長どうですか、その辺は。

○政府委員(徳田博美君) 現在の株式市場に対する金融機関の融資が、それが背景になつてゐるのではないかということございまして、現在民間銀行の貸し出しは、かつての過剰流動性の上などときどきまして、貸し出しの伸び率は非常についてはかなりの水準に達しているわけでございまして、これは現市況その他の水準にもあらわれてゐるわけでございます。

したがいまして、現在のところは、株式市場の動きについてはもちろんいろいろな原因があると思いますけれども、当面民間金融機関の貸出金によるとするものよりは、むしろ企業自体の余裕資金の運用その他の面が主体をなしてゐる面もあるのではないかと、このように考えております。

○竹田四郎君 私は企業の余裕資金——もちろんこれが大宗を占めるものだと思うのですが、そのほかにやはり銀行が株式を買う、株式の決済、こうしたのに多くの金を出していると思うのです。信用取引の比率というのはだんだん下がつていいでしよう。しかし全体として株の取引が多くなっているわけです。

そうなつてきますと、土地に対する融資の問題では、これは衆議院の予算委員会でも議論になつた点ですからこれには余り触れたくないと思うのであります。

すけれども、やっぱり株式の異常高騰には金融機関がかなりこ入れをしている、あるいは金融機関 자체がそういうさやかせぎをやっている、こういうふうに見ざるを得ないと思うのですが、この辺は一回ちゃんと調査をして——株式だって、こんなダウ平均が六千二百円なんというべらぼうな値の上がり方というのは、だれが考えてもこれは不健全ですよ。そういう意味ではこれはひとつ調査をして、そういうものがあれば私はそれは調査をする必要があると思うのですよ。この反落といふものがいつかは起ころる問題でありますし、それがまたせっかく景気の上向きかげんなところにマイナス要因として働くことは当然でありますから、これはひとつ厳重に調査をして、金融機関でも土地やあるいは株式の売買に金を出しているというものがいれば、これを規制していかなければ、これはマネーサプライにも私は影響してくれると思うのです。これは大蔵大臣どうですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のうちの土地の問題につきましては、先般金融機関に対しまして土地騰貴を助長するような融資の自粛について厳に示達したところでございましたし、また不動産業あるいは建設業のうちの土地関連融資につきましては、今後定期的に報告をとりましてその動向を監視して、これは土地の最近の地価の動向ともかんがみまして予防的な措置としてこのようないも手を打っているわけでございます。

なお、株式関連につきましてはいろいろと実態を調べてみたい、このように考えております。

○竹田四郎君 同じですか、大蔵大臣は。

○国務大臣(金子一平君) 今日までの私どもの調べるところでは、むしろ事業会社が設備投資もできないで余剰資金を残して、それを短期で運用しているのが中心に今日の株価の高騰を招いているというふうに聞いておるのでございますが、なお御指摘の点もござりますので、私どもは十分注意をいたしまして必要な措置を講じてまいりたいと、かように考えます。

恐らく五十四年度が四・九%という消費者物価の上昇、それから卸売物価で二・幾らですかといふ形でございますが、やっぱりこういう時期に政府自体が公共料金や、それから消費税的な税金を引き上げるということは、やっぱり物価値上げに対するひとつの何というのですか、默認を与える、こういうことに私は国民は見ていくと思うんですよ。ですから、いろいろな米とか私鉄は上がったわけでありますけれども、国鉄もあればたばこもある。それから税金では揮発油税がある。これだつてもう二五%ですから大変な税金とすれば大幅で、リッター当たり十円くらい上がるわけですわな、石油の事情というのはさつき言つたとおり。こういうことをすれば、税金や公共料金の値上げというのはここで見直してやっぱり私はストップかけないと、政府が旗を振るという形になる心配が私は十分あると思うんですよ。だからやはり見直して、物価に影響を与えるようなものはこの際中止して先へ持つていく、こういうようなことを私はいますべきだと思います。そして、企業にはおまえら増産しろと言つたって、政府自体が値上げやつているじゃないかと、こう反発していくに私は決まっていると思うんですよ。そちらしたものとのこの際一時凍結をする。そして物価の動向を見る、こういうことはできませんか。

せひこれはひとつお認めいただきたいと思います。

また増税は、これも酒じやございません、たゞこといまのガソリン税でございますけれども、一方において道路整備五年計画を遂行しておる最中でございます。その大部分はやはり地方の生活環境の整備に充てられる生活道路中心と言つてもいいようなものでございますので、やはり御提案申し上げているような程度の増税はひとつぜひひお願ひをいたしたいと思います。

たばこも非常にきつい感じがするかもしれませんけれども、まあ嗜好品でございまして、特に酒の税を昨年上げましたようなバランスもございまして、ここ数年やつていらないというような状況で御提案を申し上げているような次第でございますので、そこら辺は十分ひとつ御了察を賜りたいと存じます。

○竹田四郎君 私は余り知らないから大蔵大臣にごまかされる割合が多いと思うんですが。揮発油税だつて一体何の財源になるんですか。いま生活道路と言つてはいるんですが、生活道路の財源なんかになりやしないですよ。そういうふうにごまかしを言つてくれちゃ困るですね。

あと時間がありませんから、日銀総裁にはおいでいただいて大変恐縮なんですが、まとめてひとつお聞きしたいと思ひますが、最近は国債の流通価格が発行価格よりも下がる、要するに流通の利回りが大変高くなっているという問題はつとに言われております。これは六歩一厘の国債にいままでの限られていたんですが、最近では六歩六厘の国債も同じような値下がりをしている。それから金融債あたりも大変もうここ値下がりをし始めたとしている。これは恐らく先ほどの事業家あたりがそうした国債や債券、こういったものにも興味がなくなってきた。それが株の方にシフトしているといふ感じもするんですが、こういう事態になつてしまりますと、ただ単にクーポンレートの六・一だけの問題じやなく国債価格、あるいは公債全體の問題がもう広がつてきているような気が私はします。そうなりますと、やはりこの辺で

公定歩合の問題を考えざるを得ない、あるいはクーポンレートを考えざるを得ない、そういう時期にもう入ってきたんじやないかということが一つでございます。

それからもう一つ、私はよく總裁に、マネーサプライによる過剰流動性の問題を常に申し上げてきたわけであります。このマネーサプライ

も去年の後半からG.N.P.の名目成長率を上回る伸び率を示しているわけですね。これは大変危険な信号だというふうに私は思います。少なくともM2のマネーサプライというものがG.N.P.の名目成長率の範囲内にどめるような目標なり措置をとらないと、やはり過剰流動性の問題、それがやがてインフレの問題、こういう問題に私はつながるんじゃないかと思いますけれども、その点が私は非常に心配でありますし、また、それが第二点の問題で、どんなふうにその点をお考えになつておられるのか。

あるいはこれは日銀総裁も、新聞で拝見いたしましたと、もう景気よりも物価だと、いま物価が非常に大事だということを何回も強調されている、日銀総裁としてはこれほど新聞で御発言になるのはむしろ珍しくらいにもう御発言になつてゐる、そのことは私は日銀総裁として当然であろうと思うし、警告を与えられていることは非常にい

ます。さて、そのことは私は日銀総裁として当然であろうと思うし、警戒を与えられていることは非常にい

ます。さて、そのことは私は日銀総裁として当然であろうと思うし、警戒を与えられていることは非常にい

ます。さて、そのことは私は日銀総裁として当然であろうと思うし、警戒を与えられていることは非常にい

ます。

どういう金融手段を通じて、クリーピングインフレーションといいまの段階は言つていいと思うのですが、それを征伐しようとなさっているのか、そ

の三問について大変恐縮ですが、簡単にお答えいたさたいと思います。

○参考人(森永貞一郎君) お答え申し上げます。

第一点の公社債市場の現状でございますが、私ども非常に心配たいしております。特に、六分一厘物の発行条件との乖離は〇・七程度に達しておるわけでございまして、それではなかなか新発

国債の消化もできにくわけございますので、来年はまた国債が一ことしですか来年度ですか、国債が十五兆円も出るわけでござりますので、その消化の万全を期しますためには、やはり公社債市場の現状を大変憂慮しているわけでござります。もつとも、六分一厘物は少し異常に市価が低落している感じでございまして、六分一厘物よりも三ヶ月くらい前に出した六分一厘物も、いままで安定しておりましたが、昨今、百円の発行価格をわずかに割つてはおりますけれども、まだ六分一厘物との間には〇・三%ぐらいの開きがあるわけでございまして、そのことから見ましても、六分一厘物の価格形成はやや異常なものがあるのではないか。つきましては、実勢が一定程度かということを判断いたしますには、

が、これはまだ発行条件の利回りよりもマイナスの利回りになつておるわけでございまして、いろいろな長期資金の実情に即した発行条件が望ましいことでござりますけれども、いまの金利水準

が、これはまだ発行条件の利回りよりもマイナスの利回りになつておるわけでございまして、いろいろな意味でござります。

○参考人(森永貞一郎君) 公定歩合につけてお話をございましたんすが、公定歩合が下がつて金利全般が下がつてまいります過程においては既發債が値上がりするといふようなことで、新發債の消化も促進されたといふことでござりますけれども、いまの金利水準

が、もうこれ以上下げる必要もないし適当でもないといふ程度まで下がつておるわけでございまして、そういうときに国債消化のために公定歩合を下げて金利全体の引き下げを推進する、これは実は本末転倒でございまして、その効果も一時的なものではないかと考えております。したがいまして、国債消化との関連で公定歩合を下げるることは絶対避けなければならないと私は思つておる次第でござります。

次に、マネーサプライでございますが、どの程度のマネーサプライの伸び率であれば物価も上げない、インフレも絶対起こらないということにならぬのかという、その辺の実体経済とマネーサプライの伸び率との定量的な関係の把握がなかなか理

論的にもむずかしいわけございまして、私どもまだマネーサプライを目標化することはちゅう

ちよしておるものそのためございまして、そのために昨年から四半期ごとにマネーサプライの予

測を公表いたしまして、それが現実にどうなるか、その間の実体経済の動きがどうなるかといふようなことを始終見きわめていると、それによつて国民の間にもマネーサプライに対する御理解が進んでいくようないいよなことで見込みを発表するということを始めたわけでございます。今後さらに一歩進めて目標値化することも検討しております次第でございますが、それにつきましてはやはり外国の実例、中には試験的に実施いたしましたけれども途中でやめたというよな例もござりますし、やはり目標値化することの利害得失を十分検討していかなければならぬ問題ではないか。しかし、もちろんマネーサプライの推移には過去における苦い経験もございますので、今後とも一層関心を深めていかなければならないのが現状ではないか。

数字を申し上げますと、M<sub>1</sub>では昨年の初め六、七%でございましたのが、年末には一・一%ぐらいいに上がっておるし、またM<sub>2</sub>も一・三月は一〇%台でございましたのが十二月には一二%台に増加しております。一一三月も恐らく一二%台で終わるかと思いまして、一見落ちついているような感じではございますが、一方、企業の短期保有価証券が非常に増加しておるわけでございます。たとえば現先市場などが繁栄しておるものその反映でございますが、これはやはり企業としては流動性の増加でござりますし、また金融機關の融資姿勢が弾力化しておりますのでございまる。されどいともうよな感じが一部には出でるわけですがございまして、そのこともあわせ考えると、企業の流動性はかなり高い水準にきておるのではないか。その意味でやはり流動性の高さには非常な関心を持つておるわけでござります。そのときどきのマネーサプライの伸び率が適正かどうかなどは、心配になつておりますが、現在は先ほども御指摘がございましたように、物価面が少しき動向、経済全体の動きなどにこみ合わせて考

このマネーサプライの動きには万全の注意を払って、いやしくも通貨面からインフレーションだけにはしないようなどうことを私どもといたしましてはかたく期しておる次第でござります。

第三に、景気が物価かというお話をございましてたんですが、景気の方は華やかではございませんが、着実な伸びを示しておる感じになつてまいりました。もちろん構造不況産業の問題もございましたし、また企業の減量経営ということからする雇用問題等いろいろ深刻な問題もございまして、そういう面につきましては、きめの細かい対策をお願いしなければならないと思いますが、一般的に見ますと、景気の回復の足どりは底がたいものが出ておるわけでございまして、その意味での金融面からの一層の緩和、利下げは恐らく必要でない、適当でもない、というのが私どもの感じでござります。

支店長会議などで聞きますと、地方の企業経営家の中の一致した意見として、企業経営は少しよくなつた、しかしここでまたインフレになつて物価が上がるようだとまた苦しむなければならぬい。については、やはりインフレの再発だけは絶対避けもらいたいという意見が大部分でございまして、これはまことに私どもといたしましては心強く感じておる次第でござりますが、そういう声もございまし、また国民の声もござりますので、私どもといたしましては、通貨面から物価を引き上げ、インフレの再燃を招くようなことは絶対に起こさないようにしなければならない。その意味で金融政策の今後につきましても、日々の情勢に即して、いやしくも誤りなきを期さなければならぬと、かたく期しておるのが現状でござります。

抽象的で申しわけございませんが、いま考えておりますことは以上のとおりでござります。

○上田哲君 安定成長なるものの中で資金の流れが一つ大きく変わつてきている。これは財政金融政策の転換期であるという認識に立つべきではないかというのが私の考え方の出発点であります。

経済企画庁の二月の月例経済報告は、一口で言えば不況の脱出宣言だと、まさに安定成長なるものの根柢しができつたるんだということになるとおりましようけれども、そういう中で国の財政は赤字の風穴があいて国債で埋めると、そして大企業の方は金だよりと、これは金融の超緩和と言われる中で、しかし民間設備投資の増加が出てきたり、あるいは製品在庫の積み増しという現象が出てくるわけではない。その中でまあ大幅なだぶりという状況にある。そしてまた、その一方でもう一つ注目すべきは、中小企業のウエートが高まっているということになるんじやないか。まあ大まかに言うとそういう区分けの仕方。これは別な言葉で言えば、高度成長期というのが大企業、大銀行と、こういう二つのブールの間の行き来であつた資金の流れ、その大まかなものが、まあ抜き出して言えば中小企業、個人というところにひとつウエートを高めているというところを顕著に見るべきものがあるであろう。だから、その水の流れは変わったんだけれども、しかしまだ十分な水路ができ上がっていらないというふうに認識すべきだと思うんですが、この基礎的な認識はよろしいでしょうか。

○上田哲君 数字的にはまあいいですが……。総裁、流れが変わったが、まだ水路は十分にできていない、という認識はそれでいいですか。

○参考人(森永貞一郎君) 一番大きく流れが変わりましたのは、国民の貯蓄超過を企業の資金不足が吸収しておりましたのでございますが、それがいまはこの企業資金の需要がそれほどございません。まあそれを政府が吸い上げて財政で使っておる。その流れが一番大きく変わった点じゃないかと思います。

おっしゃいますように、大企業、中小企業の間でもこの流れが変わりつつあると思いますし、また、一次産業、二次産業から第三次産業の方に金の流れが変わりつつあるということもあるらうかと思ひます。私ども、この金融機関の資金の融資の状況を見ていて、そういう流れの変化がほのかながら見受けられているのが現状ではないかと思ひます。現状が果たして十分であるかどうかといふ点につきましてはいろいろ問題もあらうかと存じますし、やはり中小企業金融の疎通について思ひます。現状が果たして十分であるかどうかとは今後ともますます努力をしなければならないと思っておる次第でございます。

○上田哲君 水路が必要になってきて、その水路が十分にまだでき上がっているわけではないといふ認識は大体お受け取りすることができると思うんで、私はきょう、その中小企業水路とでも言いましょうか、そういう部分にできるだけ重点をしほつてお伺いしたいと思うわけです。

出荷額などから見ても、非常に大きなウエートが上がることはこれは間違いないわけでありますから、そういう点でひとつ、業態別の金融機関の中小企業の貸出割合、最近都市銀行などのシニアがよえてきていると思うんですが、そういうあたりでひとつ概説的に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(徳博美君) 中小企業向け貸出残高の各金融機関別の比率でございますが、五十三年三月末におきまして、民間金融機関が中小企業貸し出しの八六・九%を占めているわけでございま

す。そのうち全国銀行が四三・六%、中小企業専門金融機関が四三・三%でございまして、そのうち相互銀行が一〇・三%、信用金庫が四・二%、信用組合が七・四%でございます。それから政府系中小三機関の比率は一三・一%でございます。

これは五十三年三月末でございますが、実は五

十二年四月以降、中小企業貸し出しに対する分類

の方式が変わりまして、五十二年三月末までは中小企業向け貸し出しの範囲を資本金一億円以下の企業に限っていたわけでございますが、五十二年四月以降は資本金一億円以下または常用従業員三百人以下ということにしたわけでございます。

この新しい基準によりますと、同じく五十三年三月末で全国銀行の比率が新基準によりますと五〇%に上がると、このような結果になっております。

○上田哲君 相互銀行、信用金庫、つまり中小企

業を対象の民間金融機関なり政府系なりというものが全体の中ではいま一步というのか、もつと力を入れなきやならぬとかいうことになるわけですね。

○政府委員(徳田博美君) 中小金融専門機関、相

銀、信金、信用組合 これはもちろん中小企業金融の専門機関として専門性の發揮に努めているわけございまして、これは私企業としての自主的

努力を行っているわけでございます。

それから政府系中小三機関につきましても、こ

れは全体の中小企業向け貸出残高に占める比率は漸次上がっているわけでございまして、たとえば四十八年の三月には中小企業向け貸出残高のうち九%を占めておりましたものが、五十三年三月には、先ほど申し上げましたように一三%に上がっているわけでございます。したがって、政府系中

小三機関も大いに充実に努めているわけでござります。

ただ、最近全国銀行の比率が高まっておりますのは、先ほど大臣あるいは総裁からの御答弁にもありましたように、最近における高度成長期から安定成長期への移行に伴いまして、大企業の資金

需要が相対的に減少しているわけでございます。あるいは自己資金が増大しております、そのうな面から、全国銀行におきましても中小企業金融に非常に力を入れておるわけでございます。

そういう意味で全国銀行の比率が伸びておるわけでございます。したがいまして、中小金融に対してもすべての金融機関が非常に努力を傾注している

といふ意味でこの数字になつておるのでは

ないかと、このように考えております。

○上田哲君 私の質問は、逆に先に言つてしまつたかも知れないとされども、つまり大企業、

大銀行というシステムが流れが変わってきておる

と、その方がしみ出しているとでも言うのか、そ

ういう形になつてきておるという実情の中で、ま

あそのことは一つの現象なんだけれども、あたり

を受けてということになるかどうかは言い方の間

題でしようけれども、その中小に向かつての資金

の流れが、中小の側から見ればいま一歩という状

況にやつぱりあるということになるだらうとい

うことと言いたいわけです。一言でいいですけれ

ども、それでいいですね。

○政府委員(徳田博美君) 大企業の余資が先ほど申し上げましたようにだんだんとえておりまし

て、資金需要が減つておるわけでございまして、

したがいまして、全国銀行が中小企業に向かつて

いるわけでございますが、そのことは中小金融機

ども、しかし、中小企業金融機関もそれなりに融

資につきましては非常な努力をしていると、この

ように考えております。

○上田哲君 それは努力をしているつて、それは

努力しなきや商売にならないという程度のことで

言えばあたりまえのことなんですね。あたりまえ

のことなんだが、たとえば全国銀行が五十三年九

月現在で言ふと、金利比較で言ふと、全国銀行は

六・〇七八%、相互銀行は六・九四二、信用金庫

が七・七五なんといふ数字がはつきりしているわ

けですから、そうなつてくると、平たく言つて中

小企業が金を借りやすい、安い金を借りられると

いうようなことで言ふと、やっぱりそここのところがウエートを高めている。つまり中小企業というものが日本経済全体の担い方の中でもウエートを高めている。資金の流れの中でもウエートを高めつたあるということに比しては、十分に優遇されて

いるということではないかというふうに考へておられます。

○上田哲君 私の質問は、逆に先に言つてしまつたかも知れないとされども、つまり大企業、

大銀行というシステムが流れが変わってきておる

と、その方がしみ出しているとでも言うのか、そ

ういう形になつてきておるという実情の中で、ま

あそのことは一つの現象なんだけれども、あたり

を受けてということになるかどうかは言い方の間

題でしようけれども、その中小に向かつての資金

の流れが、中小の側から見ればいま一歩という状

況にやつぱりあるということになるだらうとい

うことと言いたいわけです。一言でいいですけれ

ども、それでいいですね。

○政府委員(徳田博美君) 大企業の余資が先ほど申し上げましたようにだんだんとえておりまし

て、資金需要が減つておるわけでございまして、

したがいまして、全国銀行が中小企業に向かつて

いるわけでございますが、そのことは中小金融機

ども、しかし、中小企業金融機関もそれなりに融

資につきましては非常な努力をしていると、この

ように考えております。

○上田哲君 それは努力をしているつて、それは

努力しなきや商売にならないという程度のことで

言えばあたりまえのことなんですね。あたりまえ

のことなんだが、たとえば全国銀行が五十三年九

月現在で言ふと、金利比較で言ふと、全国銀行は

六・〇七八%、相互銀行は六・九四二、信用金庫

が七・七五なんといふ数字がはつきりしているわ

けですから、そうなつてくると、平たく言つて中

小企業が金を借りやすい、安い金を借りられると

規制なり等々のさまざまな手を打たれているといふ一方で、この部分というのはやっぱり重視しなければならない。つまり行き渡つていないということになるのではないかといふことを申し上げたか

ったわけです。その細かいこといいから、大臣の方で、

○政府委員(徳田博美君) 民間金融機関としては

中小企業、零細企業に非常に意を用いておるわけ

でございますが、一方、民間金融機関の融通を困難とするような零細企業につきましては、国民公

庫等を通ずるたとえばマルチ資金のような制度もございまして、そういう面を御利用いただければ

その辺の一〇・何%というような金利のものにつきましても内容によりまして代替ができるのでは

ないかと、このように考えております。

○上田哲君 それはあたりまえの話で、そういう

なお改善すべき点につきましては今後大いに努

力をいたします。

○上田哲君 最重点という言葉はともかく、今後

努力すべきところがあるならばということの方を

受けとめますけれども、実は、もう少し具体的に

言つた方がいいんですけれども、京浜工業地帯、

東京の大田区、品川区というところは、工場や商

店が大田区で二万五千、品川区で一万七千という

ところですよ。そしてそのうち、仮に十人未満と

いうところで線を引いてみると、大田区で八九

%、品川区で八五%という非常に中小といふよりも

零細企業の密集地帯といふことになるわけです。

こういうところを少し歩いてみますと、これは

やはり実態から突き上げてみると、これは

大臣の言われるもつと努力すべきであるというと

ころにやはり当たつてくる。たとえばある品川の

プレス工場の経営者は、これだけの低金利時代に

年利一〇・八%といふのが、これは実態なんですね。

大企業がだぶついた資金で土地投機という流れ

があり、あるいは株式の流れがあり、これを窓口

規制なり等々のさまざまな手を打たれているといふ一方で、この部分というのはやっぱり重視しなければならない。つまり行き渡つていないということになるのではないかといふことを申し上げたか

ったわけです。

○国務大臣(金子一平君) 無担保、無保証の新し

い制度を数年前にやつていろいろ中小企業、特に

零細企業対策には努力をしてまいつておるのでございましたけれども、いまお話をございましたよ

うに、なかなかやつぱり十分行き渡らない層もあ

るようございます。今後もこの点につきまして

は十分留意しながら対策を進めてまいりたいと考えます。

○上田哲君 その十分に努力ということが、具体的には大蔵省の法人企業統計年報では、資本金の五百萬から一千萬、二百万から五百万というところが一番高くなっていますね。八・六ですよ。こういう数字が具体的にあるわけです。十分努力とおっしゃるだけれども、この辺のところは仕方がないというようにお考えになるのかどうか。金利が高くなつてるのは向こうへ行けばいいじやないかじやなくて、さつきも申し上げましたように、担保、信用力の面で大企業に劣るからといふでどうしたつて劣勢条件にあるわけだし、あるいは小口融資だから強くは出られないとか、逆に足元を見られると言うと言葉は悪いけれども、優遇されないという流れはこれはもう厳然としてあるわけですね。だからそこが仕方がないのか。仕方がなくしてこういいま出でているような、はつきり数字が出ている利子率の具体的な推移をどう変えなければならぬのか、あるいは変えられるのが。いま具体的な例をほんとそこで出せとは言いませんけれどもね。つまりこういふものを、すつかり数字の上にもあらわしているこういうものをやむを得ないということになるのか、何とかしようとするのか、そこだけでいいですよ。

○政府委員(徳田博美君) 法人企業統計にあらわれております数字はかなり時期的に若干古い数字でございますので、最近の金利引き下げを必ずしも反映してない面があるんじゃないかと思ひます。

御承知のとおり、いま国民、中小公庫の貸し出しは七・一%になつてゐるわけですが、さいまして、先ほど大臣から申し上げましたように、そういう政府関係機関の活用につきましては今後ともいろいろ努力を勉強してまいりたい、このように考えます。

○上田哲君 それは困るんだな。資料が古いのですが、みたいたいことを言われちゃ困るんあります。つまりして、去年の十二月に新内閣発足して、経企

戸から実情調査をやつたじゃないですか。その実情調査の報告で、金利が高いために中小企業の利用度が低下しているという報告があるじゃないですか。

○国務大臣(金子一平君) いま上田さんの御指摘の点につきましては、これは中小企業庁が各種目についてよく心得ておりますから、中小企業金融の条件の改善につきまして今日までいろいろ努力をしてまいっておりますが、さらにこの点につき

いただきます。

○上田哲君 結構です。ひとつせひ努力をしていただきたいと思うんです。

これ、大蔵省、金融当局がそういう問題に全然そっぽ向いていられるはずはないから、いろんなことを考えていらっしゃつてることはぼくらも勉強するわけです。

たとえばいま進めていらっしゃる、これは銀行局長の何かのれんのよな感じになってきているけれども、新金融効率化、これはかきね論とかいろいろものに該当しない公共種目があるのは七・八%、八%のが残っているかもしませんけれども、なお実態についてよく調査をいたしまして御説明申し上げます。

つござります。

それから、やはり金融機関の社会的公共性といふ点から、金融機関に対し経済社会が要求して

いる機能、特に、たとえば先生御指摘のような中

小企業金融であるとか、公害防止金融であるとか、あるいは社会福祉のための金融であるとか、そういうものへの資金配分をさらに効率的に進め

るべきであるという、つまり社会的、経済社会的見地からの効率性、この問題もござります。

民間金融機関自身の効率性、経済社会と申しますが、社会的公共性の立場から効率性を、両方を合わせて実現するようなどうのが新しい金融効率化の考え方でございまして、このためには、金融機関に対する過保護と申しますか、護送船団的な行政はもう社会的に許されませんから、適正な行政はもう社会的に許されませんから、適正な競争原理を導入して、大いに自主的に創造努力、工夫をしてもらおう、こういうことがわれわれの

民営化の考え方でございます。

○上田哲君 きょうのしほつたテーマに即して言ふと、厳しい冷たい巨大なそり立つ銀行像を志向するんじやなくて、もっと親しみやすい、もつと借りやすい、もっと有利に活用できるような、ときようの言葉に尽くして言えば、中小企業にどちらも、この際懸案となつて、あるいはネットになつて、いるような問題を一つづつでもはがしてみよう。

○上田哲君 たとえば、調査して努力をされると

いふところまで伺いたいわけですが、たとえば、これはオーソドックスなことでしようけれども、この際懸案となつて、あるいはネットになつて、いるような問題を一つづつでもはがしてみよう。

○上田哲君 たとえば、中小企業にもっと簡単な手続を策定してみると、あるいは從来から中小企業庁から進めば大蔵省では厚い壁にぶつかる資金の使い方、産業投資特別会計のよな問題とか、そうした問題をひとつ何か前に進めてみよう、方向とし

て、具体的にどこにどれをと、いま具体的には何

とおり、国民のだれにでも安心して相談に行つてもらえる、融資も極力簡易な方法で行われるような金融機関についていくことが一番理想的な姿だと私どもも考えております。

○上田哲君 大臣が非常にえびす様のよなにこりした顔で言われるとそこに期待をかけます

よ。ただ護送船団論とか、とにかく出てくる話が常に物騒な言葉でずっと今まで言われている。かきねを低くして乗り越えた途端にまたイバラにひつかるんじやないかという気もする。いつみれば、ゆかたがけで夕方ぎりぎりのところで飛び込んで頼むよと言つたらヨツシャということになるような、そういうことでなければこれから銀行はやっていけないんですから、借り手がなくなっていることになるんだから、そういう大きな変化の中で、冒頭に転換期だという認識は共通したわけですから、ぜひいまのような方向で具体論として進めていただくようにお願いをしたい。

ついでに、かさにかかるて言うようすけれども、いまは借り手も探さなければならないというようなことがあるから、かきねを低くしたり物騒な言葉はだんだん少なくていくことはあっても、苦い経験で言えば、たとえば総需要抑制のときには、さり中小企業の切り捨てといふことが行われたわけですね。いまはそういう事態ではないからいいけれども、今後いつまでここが続くのかみたいなこともついでに聞いておきたいから、その切り捨て論——切り捨て論——ということは今後ともありませんね。

○政府委員(徳田博美君) いまは金融緩和期でござりますから、先生御指摘のとおり、中小企業に対し非常に金が流れているわけございます。今後も、金融逼迫期におきましても、一たん中小企業と取引を始めた以上は、最後までその中小企業大事に取引を行っていくように常々金融機関を指導しているわけでございまして、特に金融機関自体の貸し出しの中小企業に対する比率、総貸し出しの中占める中小企業貸し出しの比率につきましては、これをディスクロージャーという形で公開されることによって、社会的な理解を得るとともに、金融機関みずからがみずからを規制するよう持つていただきたい、このように考えております。

○上田哲君 たとえば、そういう懸念があつたら通達を出しますか。

○上田哲君 たとえば、そういう懸念があつたら通達を出しますか。

よ。ただ護送船団論とか、とにかく出てくる話が常に物騒な言葉でずっと今まで言われている。かきねを低くして乗り越えた途端にまたイバラにひつかるんじやないかという気もする。いつみれば、ゆかたがけで夕方ぎりぎりのところで飛び込んで頼むよと言つたらヨツシャということになるような、そういうことでなければこれから銀行はやっていけないんですから、借り手がなくなっていることになるんだから、そういう大きな変化の中で、冒頭に転換期だという認識は共通したわけですから、ぜひいまのような方向で具体論として進めていただくようにお願いをしたい。

ついでに、かさにかかるて言うようすけれども、いまは借り手も探さなければならないというようなことがあるから、かきねを低くしたり物騒な言葉はだんだん少なくていくことはあっても、苦い経験で言えば、たとえば総需要抑制のときには、さり中小企業の切り捨てといふことが行われたわけですね。いまはそういう事態ではないからいいけれども、今後いつまでここが続くのかみたいなこともついでに聞いておきたいから、その切り捨て論——切り捨て論——ということは今後ともありませんね。

○上田哲君 時間が迫っていますから先を急ぎまして、困ったこと、困った事態だと思いますね。

二、三日前に民放のテレビを、予告を見ておりましたら、二・二六というのびっくりしたんで

すが、二・二六、二月二十六日の夜に達磨宰相高橋清のドラマをやる。何かこう、二・二六とか

それが、そういう世界でもいま思ひ起こされる

ところが、かわらない送つて、三月に発行すべき金額はどう

くらいになるかということは、一応本年度の予算の執行状況をながめまして、不用額がどれくらいあるか、あるいは税の收入がどの程度見込ま

にどれくらい送つて、三月に発行すべき金額はどう

くらいになるかということは、一応本年度の予算の執行状況をながめまして、不用額がどれくらいあるか、あるいは税の收入がどの程度見込ま

うかといふことを勘案しなくてはならないわけ

でございますが、現在のところ、いずれにつきましてもその日途が立つております。そういう意

味におきましては、三月債をどれくらい発行するかということは、ぎりぎり今月末ころまでにめどをつけたい。しかし、そこまで待つても税の自然

増収、あるいは不用額が確定するわけですが、それでもその日途が立つております。そういう意

改定の催促的な動きも「ございましょうし」。また、先について六・一国債がたくさん市場に売られるんじやないかというような心配もございます。その辺のところをしあいに見きわめまして、私といたしましては、できるだけ早い機会に発行条件の改定を行っていただきたいと思つておる次第でございます。

ときどきの金融市場において発行量を調整し、発行条件を弹力的に処理し、あるいは期間の多様化を図り、あるいは入札公募制を拡充するなど、要するに市場の実勢に即した発行ということしか方法はないわけございます。ほかに妙薬はないわけでございます。

あるいは、あくまでも正道にのつとて、市場の実勢に即した国債発行を考えしていくということがこの際特に望ましいわけでございまして、いろいろと御都合もございましょうが、できるだけ早い機会に発行条件の改定に踏み切られた方がいいのではないかと私は思つております。

○上田哲君 もう時間がないので、ばんばんと伺いますけれども、つまり実勢に即した発行条件を考えるべきだということですね。それならば、六・一国債は証券会社間の取引が始まつたのは去年の十二月だし、額面割れの状況がもう二ヵ月も続いているわけですから、私が言いたいのは、いま実勢じゃないかということです。これが一つ。もしそうであるならひとつ結論が出るわけだし、そうではないなら、いつまで見ればそう見られるのかと、この二つです。簡単にひとつ。

○参考人(森永貞一郎君) 実勢であるかどうかという点につきましては、やや異常にわたる点があるのではないかと思うります。したがいまして、改定に際しましては、発行者である国と引き受け者であるシンジケート団との間で、その問題について慎重な検討の上、このぐらいが適当ではないかという、そういう結論が出るべき筋合いのものだと思っておる次第でございます。

それをいつ行うかという問題でございますが、これはやはり発行者と引き受けシ團との間の話し

合いによるものでございまして、できるだけ早い方がいいとは思つておりますが、現在のところ時期を特定するわけには、私の立場から時期を特定してお願いするという立場にはございませんので、できるだけ早くということをお願いするにどめたいと存じます。

○上田哲君 理財局長の話も、三月の分も早くしがたとの話もしなければならぬと、これはもうあと一週間かそこらでしようね、そういう状況になつてきていると。しかも巨大な物が後ろに待つているということになれば、これは決めなければならぬわけですよ。総裁、たとえばもうしばらくで、三月いっぱいといふことにしますか。

○参考人(森永貞一郎君) 毎月、発行世話人会とシンジケート団、私どももオブザーバーみたいなかっこで出席させていただいておりますが、それは翌月分につきまして月末ごろ開かれるというのが慣例でございます。したがつて、三月分から改定をお願いできるといつたすれば、月末ないしは遅くとも月初早々と、四月ということでございますれば一ヵ月ずれる、そういうタイミングになりますかと思ひます。

○上田哲君 いずれにしましても、理論的には三つしかないわけで、一つは、国債の応募者利回りを流通利回りに近づける。二つ目は、ちょっと邪道でしようけれども、利付金融債の応募者利回りを引き下げて、相対的に国債の利回りを割り高にする。それから三つ目が、応募者利回りを若干引き上げ、金融債の利回りを若干引き下げる。この三つしか論理的でないわけですね。総裁、どれを選ぶべきだらうとお考えですか、どれかしかりわけです。

○参考人(森永貞一郎君) その問題につきましては、国を初めとする発行者の利害、シンジケート団の利害、さらには市場の実勢と、いろいろな微妙なファクターが錯綜するわけでございますので、現在、私にその組み合わせのどれを選べとおっしゃられましても、ちょうどここで即答する立

場にございませんことを御了承いただきたいと存じます。これはやはり関係機関の懇談の結果、まとまるべきだと思います。

○上田哲君 時間がなくて申しわけありません。

どちらにしても論理的には何とかしなければならないことをおっしゃっているわけだから、

そして、そろそろ急がなければならぬということもおっしゃっている。論理的には三つしかない。

だからいま実質的にどうだと、政策的にどうだということじやなくて、理論的には私は第三しかないうのだろうと思うのですよ。その印象をひとつ承りたいということ、時間がないので、それを聞いて、もう一つだけ、申しわけない。

○参考人(森永貞一郎君) 理論的にはおっしゃるとおり三つの組み合わせしかないわけでございますので、そのどれをとるかということはどういしましょう。それは長期金利全体をどうするかという政策的な要請も随んでくるわけでございますが、私いたしましては、短期金融がこれだけだぶつけておるわけでございますので、資金需要間の調整、しかも長期相互間においてもいろいろとこの発行条件等のタイミングがプラスとマイナスと食い違つておるわけでござりますので、長期金利全体を上げない方向で、むしろ下げる余地があれば下げる方向で考えるのがいいのではないかと、これは私の個人的な見解でございますけれども、と思っておりますが、先ほども申し上げましたように、これはあくまでやはり関係者の懇談の結果

というふうにお考えになるかと思います。それから、時間がないからもう一点一緒にお尋ねしておくるのですが、いずれにもせよ、こういう状況に追い込まれているということは非常に残念なことでありますから、びほう策でしかないわけですから、結局は国債を少なくするよりしようがないんだということにそれはなるわけですが、そういうことの苦し紛れの一につい、いまもう一遍問題を主題に戻しまして、中小企業が非常に悲鳴を上げている一般消費税の問題があるわけですね。その議論は省きますけれども、予算委員会で、総理大臣は、野党第一党が反対している限りはこれはやれないじやないかというふうにおっしゃつた。われわれは五十五年度中云々といふことも、これはもうかなり希薄になつて、撤回されたとしても受け取りたいところでありますし、かなり遅くとも月初早々と、四月といふことでございますれば一ヵ月ずれる、そういうタイミングになりますかと思ひます。

○参考人(森永貞一郎君) その問題につきましては、国を初めとする発行者の利害、シンジケート

いうことをどういうふうにお考えになるかといふことが一つ。

それから、時間がないからもう一点一緒にお尋ねしておくるのですが、いずれにもせよ、こういう御答弁がありましたことは事実です。しかしそれはその後に、しかし財政事情がこういう状況になつておりますので、どうかひとつ御協力をいただきたいという話があつたわけでございます。決して撤回しましたとか、あきらめましたとかといふことはよくわかります

が、しかし、まあやむを得ぬなあというところでひとつ御了承いただければ、こういう気持ちで

総理はお答えになつておりますから、御了承願い



とても申し上げられる段階ではございませんけれども、五十五年度には、さらにまた相当徹底した圧縮削減の予算を組まなければいかぬというふうに考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 一般経費の切り詰め、これは努力されておることは認めますけれども、これは限界があると思いますし、必ずしも一般行政経費を抑制することがすべてがいいというふうには私は考えないのです。もちろんやらないきやならぬ。むだ遣いはやめなくちやいけませんけれども、それがすなわちこの財政再建に大きな影響を及ぼす、これは私は余り考えられない。補助金の場合はかなりいろいろやならぬことはあるとは思いますが、それより私は、もっと長い間言われて依然として問題になつておるいわゆる三K赤字、結局国鉄と健保と米というこの三Kです。これは依然としてそのままで来ておるわけです。

しかも、医療費についてはもう大変ふえてきておりまして、五十四年度当初でも、医療費計でも三兆三千三百四十二億というように、もう三千億も去年からふえてきておると、こういうふうな状況になつております。政管健保の国庫補助もふえておりますし、これはただこれを削ればいいというようなことではなくて、医療制度そのものにかかる問題ですから、大変大きな問題になりますけれども、やはりこれをどうするのか。それからいわゆる食管も、ただ消費者米価を上げる、それで終わりというようなことではなくて、まだまだ考え直さなくちやいかぬのではない。あるいは国鉄、これはもう相当の期間、もう十年、私が国会議員になる前から言われてまだこれ変わっていない。私自身も責任を感じておりますけれども、やはり総理が言われたのは、まさしくこの辺ではないかと思うのです。相当国民の合意も得なきやなりません。大変むづかしいと思って、まだまだ考え直さなくちやいかぬではないであります。これは口先だけ言われながら今までできてこなかつた。しかし私は、こういう大変厳しい中でやつてい

かなければ、いままでのこれ自身が高度成長の力によつて支えられてゐるが、これが限界がありますから、先ほどから低成長、安定成長時代と言われておりますその時代になつて、やはりこれは見直さなくちやいけない。だからと言つて、國民に負担を簡単にふやしていくという簡単なものでは考えられないと私は思うのですけれども、まずこの三K赤字、これをどうしていくか、またこれはどういうふうな形でどうされていくのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) この三K問題、總理も予算委員会で御答弁されておりましたが、總論と各論でいろいろ御意見があるわけでございます。そういう問題抜きまして、非常に根の深い問題それぞれ抱えております。御指摘の三つの問題以外にもあるわけですが、いま御指摘の三つについて考えてみますと、一つは、そのものの特別会計なり企業体の合理化というような側面が一つあると思います。それから二番目には、純粹の公共財でないわけでございますので、ただいまも公共料金上げるのはけしからぬというような御意見もあるのですが、受益者負担というようなものをどういうふうに貫徹していくかといふような、利益を受ける人の側の適正合理化というような問題、それから三番目には、構造的な問題とか環境の問題、たとえば国鉄の場合でございますと、飛行機との間の料金のバランスをどうするかとか、あるいは米の場合でございますと、外國からのいろいろなインパクトをどう考えるか、そういうような問題を具体的に例を挙げてみると、たとえば食管の場合でございますが、私どもいろいろ考えておりましたことは、一つは、ただいま申しましてかくとも、そのものの合理化というような

に約七千四、五百人を減らしております。それから御承知のように出張所、支所の整理もかなり思い切つてやつております。しかしながら、先ほど大臣も言われましたように、決して胸を張つて言えるようなことではないかと思いますが、さらに努力をするというぐあいに考えております。それからもう一つは、二番目の問題の例でございますが、売賣逆ざやが五十一年に六十キロ当たり約三千円ほどございましたが、御承知のように、五十一年度に二%、五十二年度に四・九%、五十三年度に四・二%と、末端逆ざやにつきましては四十年以来十何年ぶりでなくなつたわけでございますが、まだ売賣逆ざやは残つておるというような状況にござります。

それから環境とか構造の問題でござりますが、これは米作からより需要の多い作物に転換をさせようということ、生産調整を進めると同時に、

排水の対策事業費とか農業基盤とか、そういうよ

うなものに努力をしております。

国鉄につきましても、そのものの合理化とい

しましては、たとえば本年の場合定員を五千人減らすとか、来年度以降も特に運輸大臣が国鉄総裁に命ぜられまして、さらに定員削減を強化するというようなこと、あるいは無人駅の増設とか、そういうようなそのものの合理化をやります。それから同時に、受益者の方の問題といったしましては、本年の場合も五月二十日から運賃を上げていただと。それから構造的な問題といったしましては、高速道路とか航空機とのバランス、そういうようなものに意を用いようとしております。

それから構造的な問題といいたしましては、本年の場合も五月二十日から運賃を上げていただと。それから構造的な問題といいたしましては、高速道路とか航空機とのバランス、そういう

ことで定員削減を強化するが、これはどのよう

な問題でござりますが、決して、いまある申しましたが、胸を張つているわけではなくて、これから財政再建のためにはよりいろいろ具体的な対策をとらねばならないかと思いますが、何せいろいろ根の深い問題でござりますし、利害関係が非常にふくそくしておるわけでございます。片方でそういう御議論があるかと思うと、片方でそれと反対の御議論もあるというようなのが実情でございます。まあ私もどもいたしましてはできる限りのことをやつてしまつて、こうという姿勢であります。

○矢追秀彦君 いまある御説明ございましたが、これは大臣にお伺いしたいんですが、いま最後にもう言われたように、大変費否両論、利害の激突、いろいろあるわけでして、それを解決するのが私は政治の仕事だと思っておりますが、特に、せつかり政府も七年計画も出されておりますが、いまやゆる今後の長期展望に立った上でこれをどうさ

れていくのか、特に今度出された七カ年計画の中ではこれほどどのように扱われているのか、その点はいかがですか。

○國務大臣(金子一平君) 矢追先生のお話のございました三K赤字の問題は、私ども財政当局としても今後精力的に全力を擧げて取り組んでいかなければなりません。しかし、やはり財政再建の大きな柱になると思いますから、今後もひとしつかりやつてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、財政再建の七カ年計画にこれがどう織り込まれておるかということでござりますか。

○矢追秀彦君 はい。

○國務大臣(金子一平君) その点は、実は七カ年計画というのは、もう矢追先生御承知のとおり、六十年の一応の目標を中期経済計画で出しまして、それを五十四年度の予算と結びつけたならば、こういう方向で持つていかなきやいかぬという一応の試算でござりますので、具体的にそれがどの

時点でどういうかつこうで入つてあるといふことではないんでございまして、全体としてやはりそこには組み込んで片づけなきやいかぬというふうに

善策を織り込んだ法案をお願いしておるわけでござりますが、決して、いまある申しましたが、胸を張つているわけではなくて、これから財政再建のためにはよりいろいろ具体的な対策をとらねばならないかと思いますが、何せいろいろ根の深い問題でござりますし、利害関係が非常にふくそくしておるわけでございます。片方でそういう御議論があるかと思うと、片方でそれと反対の御議論もあるというようなのが実情でございます。まあ私もどもいたしましてはできる限りのことをやつてしまつて、こうという姿勢であります。

○矢追秀彦君 いまある御説明ございましたが、これは大臣にお伺いしたいんですが、いま最後にもう言われたように、大変費否両論、利害の激突、いろいろあるかと思うと、片方でそれと反対の御議論もあるというようなのが実情でございます。まあ私もどもいたしましてはできる限りのことをやつてしまつて、こうという姿勢であります。

○國務大臣(金子一平君) その点は、実は七カ年計画というのは、もう矢追先生御承知のとおり、六十年の一応の目標を中期経済計画で出しまして、それを五十四年度の予算と結びつけたならば、

私ども考えておるということを御承知いただきたいんでござります。

○矢追秀彦君 この長期計画についてはまた改めて議論したいと思いますので、次に移ります。

いま歳出の面の見直し、これ申し上げたわけですが、今度は歳入の面であります。歳入の面ではやはり一番問題になつております一般消費税の導入、こういうことが大変政府としては強い意思をお持ちでありまして、財政収支試算を見ましても特例公債の依存をゼロにしたいと、そういうことで単純計算をして、それで増税だと、一般消費税導入と、こういうことを言われておるわけで、結果として、私は特例公債絶対悪いとは言いません、絶対いいものであると、どんどん出しなさいと、こういう意味を言つているわけではないんですけど、財政収支試算ですね、今まで出されてきましたが、昭和五十一年、これは特例公債がゼロになる年はそれ何年になつておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) 五十一年の場合には五十四年と五十五年と二ケースを出しております。本年の場合には五十九年といふことまで言つていただけます。

○矢追秀彦君 あとことしまで言つていただけます。

○政府委員(加藤隆司君) 五十二年の場合には五十五年一月でございます。昨年の五十三年の場合には五十七年度でございます。本年の場合には五十九年といふことまでござります。

○矢追秀彦君 五十一年、五十二年は一緒でなければ、その後出されるたびに二年ずつ延びていらざりで、その後出されるたびに二年ずつ延びていらざりでございます。

○矢追秀彦君 五十一年、五十二年は一緒でなければ、それは簡単な試算ですから、そういふることは、本格的な計画でないといふうなことですから、それがいいとか悪いとかいうのはまた別の機会の議論にしたいと思いますが、要するにゼロにしなきやならぬから増税すると、要するに歳入をよやすのはもう税をよやすしかないので、私は増税の中でやはりますやらなきやならぬことは、前々から私たちが言つております不公平税制の是正、これはまだできるのではないか、これが一つ、これをどうお考へになつておるのか。

○政府委員(加藤隆司君) いまお話をございました潜伏的財源調達能力の測定、これはたしか成蹊大学と思ひますが、深谷さんの論文がございまして、私どもも拝見をいたしております。

現在のように非常に財政の赤字が巨額なことから、この巨額な赤字が循環的な要因によるものか

もう一つは、現在稅收が伸びつつあります。恐らく五十四年度は政府の見通しを上回る可能性も、景気回復がこのままいきますといふのではなく、景気回復がこのままいきますといふのではなく、景気回復がこのままいきますといふのではなく、景気回復がこのままいります。

いかと、よほどの海外の要因とか大変なことが起こらない限り、私は稅收については予想を上回る可能性があると見ております。

もう一つ大事なことは、現在の稅制のままで完全雇用が実現をして、そして四十九年度のようないかうようなことをもとに戻す、そういう前提がありますが、現在の稅制の中でもかなり大きな撤廃がありまして、そのときに頭打

類の。こういうようなことをもとに戻す、そういう前提がありますが、現在の稅制の中でもかなり大きな撤廃がありまして、そのときに頭打

と、こういうふうにも考えられるということを言

う学者もおられるわけです。そういうたものの測

定も――この先生は深谷という先生ですけれども、やつておられます、こういつたことについては大臣どう思われますか。

要するに私が言いたいのは、どうも政府は稅金を、とにかく血眼になって赤字国債をゼロにするためには何でもいいから取るところから取れと新しいものも導入して取らうじゃないかといふ感じを国民党は抱かざるを得ないような一般消費税を、とにかく血眼になって赤字国債をゼロにするためには何でもいいから取るところから取れと新しいものも導入して取らうじゃないかといふ感

じを国民は抱かざるを得ないような一般消費税

といふものが出てきておると。そうではなくて、現行の中で不公平を是正をし、それから一番大事

なことは景気の回復だと思うんです。それが何た

れども、その後出されるたびに二年ずつ延びてい

るわけですね。これは簡単な試算ですから、そう

いふうなことで本格的な計画でないといふうなことですから、それがいいとか悪いとかいうの

はまた別の機会の議論にしたいと思いますが、要

するに歳入をよやすのはもう税をよやすしかないので、私は増税の中でやはりますやらなきやならぬことは、前々から私たちが言つております不公平税制の是正、これはまだできるのではないか、これが一つ、これをどうお考へになつておるのか。

○政府委員(高橋元君) いまお話のございました潜伏的財源調達能力の測定、これはたしか成蹊大学と思ひますが、深谷さんの論文がございまして、私どもも拝見をいたしております。

現在のように非常に財政の赤字が巨額なことから、この巨額な赤字が循環的な要因によるものか

構造的な要因によるものかということについては私ども非常に关心を持つております。恐らく五十四年度は政府の見通しを上回る可能性もあります。昭和四十六、七、八年あたりに行われました試算を学界でやつておられますのが拝見をしておるわけでございます。

○政府委員(高橋元君) いまお話をございました潜伏的財源調達能力の測定、これはたしか成蹊大学と思ひますが、深谷さんの論文がございまして、私どもも拝見をいたしております。

税制の是正ということによつて、一般的な国民の皆様方に負担をお願いする前にやるべき、または増収を図るべき点があるではないかという御指摘だと思います。私どもも、税負担の一般的な引き上げをお願いしておるからには、いやしくもそういうふうに税負担の公平といふ概念について、今までよりははるかに厳しい見方というものが必要になつてくると思いますし、たとえば所得税の分野で申しますならば、社会保険診療報酬の課税の特例をどうするか、利子・配当の課税、総合課税をどうするか、それからまたキャピタルゲインの課税について、また土地税制についてどういうふうに考えていくかというような大きな問題があると思います。法人税の分野で申しますと、これは企業会計で言う特定引当金と申すんございましょうか、準備金とか特別償却とか、そういう政策税制をどこでどういうふうに入れかえていくかと申しますか、むしろ整理合理化を図つていくかという問題があると思います。引当金にいたしましたく余地がないかというような問題を常時検討をいたしております。

そういう努力のあらわれとして五十四年度、別

に租税特別措置法または航空機燃料税法案としてこの委員会に御審議をお願いいたします税制改正の中でも、法人の特別措置の整理改廃ということの中でも、法人の特別措置の整理改廃ということについてはかなりの努力の結果が盛られておるかと、まあ私どもとしては思つておるわけでございます。いろいろ御意見あると思いますが、そういうふうの不公平税制の是正ということについて、これは漸進的に申しますか、努力を引き続いて重ねてまいらなければいけないと聞いています。それで、まあ税のいろんな分野でしかしながら、八兆円という現在の特例公債の発行額というのは所得税の税収とほぼ等しいわけでもござります。それで、まあ税の見直していくことをやるにいたしましても、やはり全体の財政のギャップ八兆円、所得税と等しいぐらいの大きさの税収のギャ

ップというものをそのままに残しておいて経済の健全な運営ができるわけありませんので、九兆一千一百億円というふうに試算の結果出てまいりました増税の所要額について、今後経済の情勢なり税負担の状況なりいろいろ配慮しながら、所要額とどう化が図られるという前提で今回の税制の導入、創設等につきまして、また法律をもつて、法案をもつて御審議をいただきたいといふうに考えておるわけでございます。

先生から、税収が五十四年度上回るんではないかと仰せられましたけれども、これは私どもとしては五十四年の経済見通しに即して各税について見積もりを行つておりますので、経済見通しと経済のその実績とが等しいということありますならば、私どもは税収予算については予算額どおりであるというふうにいまの段階で考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 まあ、不公平税制の問題いろいろありますし、いづれ法案が出てまいりますので、そのときに議りたいと思いますが、よく問題にないかというような問題を常時検討をいたしております。

そういう努力のあらわれとして五十四年度、別

に租税特別措置法または航空機燃料税法案としてこの委員会に御審議をお願いいたします税制改正の中でも、法人の特別措置の整理改廃ということの中でも、法人の特別措置の整理改廃ということについてはかなりの努力の結果が盛られておるかと、まあ私どもとしては思つておるわけでございます。いろいろ御意見あると思いますが、そういうふうの不公平税制の是正ということについて、これは漸進的に申しますか、努力を引き続

いふうに考えていくかというふうに考えております。

○政府委員(高橋元君) 社会保険の診療報酬の中

で所得と考へられる部分について、現在まで、五

三年度までございました特例が課税の公平上問題

があるというところから御提案を申し上げておる

わけで、社会保険診療報酬の水準なりそのあり方な

りという問題と、今度の税制についての法律の改

正とは別個の問題であるというふうに考えており

ます。

○矢追秀彦君 議論になるのは七二%、政府は經

費は五二%とこう言はれておりますが、これは矢

野書記長も質問して資料が出てきたのかどうか、

私ちょっと調べておりませんが、この五二%の根拠、これはどういったところにあるのか。最初決

められたときの七二%がそもそもどういう根拠で

あったのか、その辺と比べてどうなつているの

か、これは冷靜な科学的な数字というのを私は欲

しいと思うのですけれども、これが欲

しいと思うのですけれども、これが欲

しいと思うのですけれども、これが欲

ます。

○政府委員(高橋元君) 今回の社会保険診療報酬

課税特例の改正案の骨子は、五千万円以上の社会

保険診療報酬について五二%という概算経費率に

いたすという点でございます。

○政府委員(高橋元君) 今回の社会保険診療報酬

法で制定されましたときの趣旨は、まさにいま矢

追委員から御指摘のありましたような側面を含ん

でおると思います。しかしながら、社会保険の普及に伴いまして、この税制がもたらしておりますまし

た社会保険に対する診療報酬課税のメリットとい

うものが変質をしてまいりました。そこで、四十

年以降私どもとしては常にこの是正について検討

をし、またいろいろ努力をしてまいつたわけでござります。

○矢追秀彦君 大変お医者さんはもう過ぎであ

るという非難が国民からある、だから税金はもつ

つかれています。それから、もう一つまとめて時間ですか質問

ことは事実です。内科、小児科、外科、産婦人科あるいは歯科、この辺の内訳というものはちゃ

んと出された上で総まとめ五二%ということを言つておられるのか。それともそういうことも関係

ことは私は議論になるところだと思います。

○矢追秀彦君 これは私は議論になるところだと思

いますから。

○矢追秀彦君 大臣にもお伺いしたいのですがね、最後に。これは改めてまた聞く機会もあると

思いますから。

○矢追秀彦君 これが仮にこのまま通過をして実施された場合、マイナス面といいますか、いろいろ弊害も

私は出ると思います。それは大体どういうふうな

ことが起こり得るとお考えになつておるのかどう

か。そういうことは絶対ないと、今までどおり

行われいくと、そう思われますか、いかがですか。

○国務大臣(金子一平君) いろいろ御心配の向

がございました。たとえば診療拒否があるのじやなかろうか、夜間診てもらえないくなるのじやないかといふような御心配の向きもございましたけれども、私どもが今日まで得ておりますいろいろな情報では、その心配は全然ないというふうに私は考えておるわけでござります。

○矢追秀彦君 これは結果が出ないと言えませんが、やはりマイナス面もかなり出でてくる、それをどうやってやつていくのかということが一つと、私は一番問題は、何といいましても先ほどの財政の問題も含めまして、医療に対するこれだけマスクゴミも大変関心を持つていろいろなことを報道されておりますし、患者さんも国民も大変関心もあるし、今度はお医者さんの立場とてやはりいろいろ問題もあります。

実際、一つの例を挙げますと、訴訟マニアみたる人がいまして、何でも訴訟されて困っています。そういう大変患者さんの中にも不屈くなっている。今度またお医者さんの方にも検査ばかりやつてぼろもうけしているようないわゆる悪徳医師といわれるお医者さんもいることも事実です。だから本当にここで国民が納得し、お医者さんと患者さんの間の信頼関係が回復できるようなやつぱり医療制度そのものから手をつけないと、ただ税金をどうする、保険の点数を上げる、それだけではすべて解決しない、これはもう大平内閣として今年度は腰を入れてこの問題を取り組んでいただきたいと思うわけですが、それで質問終わります。

○國務大臣(金子一平君) 矢追先生御心配の点につきましては、たとえば私どもは救急医療体制、今までとがくなおざりにされておりました救急医療体制に対する予算措置でござりまするとか、学校医に対する予算措置でござりまするとか、そういうものも厚生、文部の両省と十分連絡しながら漸次整備をするようにやつておりますし、それから率自体が五二に低過ぎるのじやないかといふ御心配もございましょうけれども、これはむしろ青色申告が相当広く自由診療の

分野において行われておりますので、社会保険なからうか、夜間診てもらえないになるのじやないかといふような御心配の向きもございましたけれども、行政の実際の指導において十分配慮をしてまいりたい、かように考へる次第でございます。

○委員長(坂野重信君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたしました。

午後零時三十七分休憩

午後二時三十二分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を開いておきます。

○鈴木一弘君 最初に、銀行法等についてお伺いをしたいと思います。

午前に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○鈴木一弘君 最初に、銀行法等についてお伺いをしたいと思います。

わが国の金融情勢の変化、さらに円の国際化、こういうようないろんな事態がございますが、そういう中にあって我が国の金融行政の中心になつてゐるのが銀行法だと思います。その銀行法改正の準備が進んでいるというよう見えてるんですけども、その方向であるかどうか、ちょっと方向だけ伺っておきたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) いま金融制度調査会では普通銀行のあり方について御審議願つてゐるわけございますが、その金融機関全体のあり方に

つきましては、ただいま先生の御指摘のように、金融機関に適正な競争原理を導入いたしまして、自己責任のもとに自主的な努力によって社会的公共性を發揮し金融の効率化を進めてもらうという方向で議論が進められてるわけございまして、これも、改正の見通しはどうなつておりますか、伺いたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) 銀行法の改正につきましては、金融制度調査会におきまして、五十年五月の大蔵大臣の諮問を受けて、普通銀行のあり方を中心に行なわれた問題を御審議いたいでいるわけでございます。

これに関しましては、当初七つの検討項目を御予定いただいたわけございますが、この審議を昨年の暮れまでに全部終えまして、現在はその見直しと答申の作成過程に入つてゐるわけでござります。

いまのままの議事の進行状態を見ますと、こと

予想されております通常国会で御審議うような運びになるのではないかと、このように考へております。

○鈴木一弘君 改正の方向について業態間のかきねになつてゐるものと低めて効率化の促進、あらは金融機関の社会的責任の明確化、さらに国際化に対しての開かれた環境づくりと、こういう

ような、そういう開かれた環境づくりに即した銀行になるということが言われてるんだけれども、その方向であるかどうか、ちょっと方向だけ伺つておきたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) いま金融制度調査会では普通銀行のあり方について御審議願つてゐるわけございますが、その金融機関全体のあり方に

つきましては、ただいま先生の御指摘のように、金融機関に適正な競争原理を導入いたしまして、自己責任のもとに自主的な努力によって社会的公

共性を發揮し金融の効率化を進めてもらうという方向で議論が進められてるわけございまして、これも、改正の見通しはどうなつておりますか、伺いたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) 銀行法の改正につきましては、金融制度調査会において御議論をしていただいている内容によりますと、先生御指摘のように、銀行業務のあり方あるいはその範囲等が問題になつてゐるわ

けでござりますが、証券業に関する問題は証取法上六十五条を前提とした議論でございまして、そ

の枠の中での審議がいま行われてゐるわけでござります。

なお、公共債の窓口販売の問題につきましても

一応御議論をいたいでおりますが、これは証券取引審議会において御議論をいたいでいる最中でござりますので、その検討にまつては、い

まの段階ではまだ申し上げられないわけでござります。

○鈴木一弘君 そうすると答申が出たあたりから検討をしてということになると、法律をつくる

よりぐあいによって決まるごとございまして、どの辺が法律になるかということについては、い

まの段階ではまだ申し上げられないわけでござります。

一応御議論をいたいでおりますが、これは証券取引審議会において御議論をいたいでいる最中でござりますので、その検討にまつては、い

まの段階にはまだ申し上げられないわけでござります。

○鈴木一弘君 そうすると窓口販売ということになればどうしても証券取引法の改正はこれは必

要だと私は思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) 現在までの金融制度調査会の議論では、現行の証券取引法六十五条を前

提としてどういうことができるかということで議論が行われてゐるわけでございます。したがいまして、現行の銀行法の付随業務の範囲内でどの程

度ができるかということでいろいろ審議が進められてゐる状態でござります。

○鈴木一弘君 私は、窓口の販売ということになれば当然証券取引法六十五条の改正が必要だというふうに思うんです。

次に、さらに銀行法改正と同時に、いわゆる長期信用銀行法、CDの発行そのほかもございますし、それから相互銀行法、外国為替銀行法——相互銀行法で言えば、いわゆる都市銀行並みにしていこうという、普通銀行並みの方向へいくとかあります。あるいは外国為替銀行法とか、こういういろいろな改正も言われているんですけども、その点はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) ただいま先生御指摘の各種金融機関のうち、長期信用銀行と外国為替専門銀行につきましては普通銀行の業務に関連する限りにおいて検討の対象となつておるわけですが、いまして、その結果、これらに関連する法律の一部改正につきましても問題が取り上げられる可能性があると思います。

なお、相互銀行のあり方につきましては、現在のところ予想されおりませんのは普通金融銀行のあり方についての御答申をいたしました後で、次の段階で相互銀行のあるいはそれ以外の中堅金融機関のあり方について御審議いただくことがあります。どうぞよろしくお願いします。

○鈴木一弘君 こういうような民間の金融機関についての関係法律の改正、いまの局長の答弁からもいろいろかがわれてくるんですけども、当然そなりますと政府系金融機関のあり方といいうものも考え直さなきやならなくなってくる。開銀

○政府委員(徳田博美君) 現在、金融制度調査会にお願いしておりますのは、今後とも、日本の金融制度全体のあり方について新しい金融経済環境、社会環境を踏まえていろいろ御審議いただくとしていまして、先生御指摘のように政府関係

金融機関の問題もその中には入つてくると考えられます。まだ具体的にいつ、どのような時点での、どのような形で取り上げていただくかというふうに思つております。

○鈴木一弘君 大体、金融機関関係の一連の、いわゆる銀行法を初めとして改正が見直しの方向にすることはまだ決まっておりません。

ことはよくわかりました。あることはよくわかりました。

ちよつとここで論点を変えて伺いたいんですが、郵便貯金の問題と関連をいたしますが、郵政省から見えてると思いますが、郵便貯金のあり方に

ついてどう考えているか。どうかが一つこれから大きな問題になります。

というのは、四十兆というようもう膨大な国営銀行といわれるのが郵便貯金でありますから、つまり郵便貯金での、最近個人貸付けの業務と

かオンラインの導入とか、こういうことによって大をしてきてる。これが民間金融機関とそれから郵便貯金との関係、この調整をどうするかといふことが非常に大きな問題だと思います。これは日本が比類のない貯蓄率の高さから見ても、いつまで民間にそういう資金を置いていいかといふこともございましょうけれども、その点で私どもこの調整というのはどう考えていくべきかということが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

この調整をどう考えていくべきかといふことが一つの大きな問題にならうと思います。まことにございましょうけれども、その点で私ども

は、これまで先生御承知のように、財政投融資を

通じまして国民の福祉の増進や社会資本の充実と、そういう面で大きく役立てていくというふうに私ども考えておりまして、このような役割り

は、今日の経済社会情勢下におきましても重要なことであると考えておりまして、申し上げまし

たような郵便貯金の目的に沿いまして、今後とも利用者の皆様方の要望を的確に把握いたしまし

て、申し上げました国民の皆様方の健全な資産形

成に資するよう努めると、そして福祉の増進に寄与するということが郵便貯金に要請されているところであると考えておるわけでございます。

もちろん、郵便貯金事業の運営に当たりましては、今後とも郵便貯金を取り巻きます社会経済あるいは金融全体の環境の変化とか、そういうふたものに慎重な考慮を払つて私ども進めていかなければならぬというふうに考えておるところでござります。

○鈴木一弘君 これは民間金融機関と郵便貯金との間の調整をどう考へておるかという質問だったんですけれども、これは銀行局の方はどう考へておられますか。

○政府委員(徳田博美君) 郵便貯金の問題につきましては、金融制度調査会におきましても大きな関心を持って議論されておりまして、その問題点としては、たとえばすでに郵便貯金が個人貯金の四分の一を占めているわけございまして、このようなものに対する金融制度全般のあり方と

題点、あるいは現在金利の決定につきましては郵便貯金と民間の預金とは別の機構を持つておるわけございまして、このような二元化については金融政策上いろいろ問題があるのではないかといふような、いろいろな問題点が指摘されているわけございますが、しかし、民間金融機関と郵便貯金とのあり方をどのように考えるべきかという

ことはむずかしいわけでございまして、もっと広い立場からの議論がいろいろと行われることが望ましいと、このように考へております。

○政府委員(徳田博美君) 郵便貯金の問題につきましては、金融制度調査会におきましても大きな問題でございまして、この検討が今後常な大きな問題でございまして、この検討が今後行われることが望ましいわけございます。ただし、これは先ほど申し上げましたように金融制度のあり方といふことを考へた場合には非常に偏在をしてくる。こういうことで正常な金融情勢、これからは金利の自由化の方向に向かっていかなければならぬ時代にいま入つてゐると思う

んでけれども、そういう点、大臣は今後どう持つていくかようにお考へでござりますか、伺いたい

と思います。

○政府委員(徳田博美君) この郵便貯金の問題は、先ほど申し上げましたように、日本の今後の金融制度のあり方といふことを考へた場合には非常に偏在をしてくる。こういうことで正常な金融情勢、これからは金利の自由化の方向に向かっていかなければならぬ時代にいま入つてゐると思う

困難であると、このように考へております。

○鈴木一弘君 この問題、これは非常に大きな問題なわけですよ、金利の決定の二元化をしてくるためには打ち出せないというのが今までの歩みを見

ていてもよくわかることです。

それからもう一つは、いまお話しのように四分の一を占めるような膨大な資金というものが一方で、どのようないくつかといふふうに思つておられます。これは、まだ具体的にいつ、どのような時点で、どのような形で取り上げておるかといふふうに思つておられます。これは、まだ具体的にいつ、どのような時点で、どのような形で取り上げておるかといふふうに思つておられます。

○鈴木一弘君 局長の答弁はわかつたんです、先ほどと同じことですから、大臣のお考へを、政治家としてどう判断されるか聞いたいんです。

○國務大臣(金子一平君) 大変むづかしいが、しかし、これから何とか手を打つていかなきゃいかぬ問題だと思つております。これは当然政治の場で片づけなきやいかぬ問題でございます。むずかしい問題でございまして、このように考へるためには必要な問題ですから、その解決に努力してまいりたいと、

かのように考へます。

○鈴木一弘君 もう一つ伺いたいのは消費者金融、特にサラリーマン金融業者を規制する法律の改正、こういうことで出資法の改正について早く

ことにつきましては、現在銀行法の改正を御審議い

ただいている金融制度調査会の論議とは直接は関係してこない問題でござりますので、金融制度調

融、特にサラリーマン金融業者を規制する法律の改正、こういうことで出資法の改正について早く

この法律をつくつてほしいという声もございます。今国会に提案されるのだろうかというふうなふうにも期待をしておりましたんですが、いまだその法律案にはお目にかかるおりません。

話によると、大蔵省と法務省の意見の対立のよう言われております。大蔵省の原案というの

昨年十二月十二日の新聞報道にはその出資法改正案の骨子等も出ておりました。その骨子には貸し出しの上限金利が大蔵省としては年五〇%とい

うことをついてなかなかものを考へておきたい。こういうことについてなかなか法務省との間の意見が合わないんじゃないかとかいうような話もあるんですけども、出資法の改

正は今国会はどうなるのか。それから、いまネットくなっているのは一体何が問題なのか。そのネットになつておきたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) サラ金問題は、現在社会的に非常に大きな問題になつておるわけですが、これに対しては厳しい規制をすることが必要だと考へております。したがいましてこの点に関しましては、今国会において何らかの形で立法措置が講じられて規制が強化されるといふことが進んでいます。

現在このための立法措置についていろいろ検討が進められているわけでございますが、御指摘の金利の点につきましては、出資法と利息制限法との間のいろいろな技術的な問題もござりますので、目下いろいろ検討を両省間で行つておる段階でございます。

○説明員(佐藤道夫君) ただいまお尋ねの問題につきまして、銀行局長からお答えがありましたところでおございまして、関係省庁連絡会におきまして十分両省間の意見も詰めておるという段階でございます。少なくとも意見の対立ということはないといふようにわれわれは考へておりますので、御理解いただきたいと思います。

○渡辺武君 初めに、一般消費税について一問だけ伺いたいと思います。

去年の九月の税制調査会の一般消費税部会です。ね、小委員会ですか、これの試案でも、それからまた十二月に出されました一般消費税の大綱、こ

こでも、一般消費税が創設された場合、入場税を段階的に吸収するということが書かれているわけです。

そこで、吸収する場合に、いまの入場税の免税点は一体どういうことになるのか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(高橋元君) いまの御質問の中につきましても、一体どういうことになるのか、これ伺いたいと思います。

いまました昨年十二月の一般消費税の大綱でございましたが、その中では、一般消費税と既存の個別消

費税の調整につきまして、各税の性格等にも配意し、政府において具体的に検討することが適当だ

と、こういう包括的な考え方をお示しになっておるわけでございまして、現在、この線で具体的に検討を進めておりますが、確定的なことはこれから詰めの段階で、またはつきりお話し申し上げる

ことができると思ひますと、いまの段階での考え方を申し上げますと、入場税は新税に吸収して、ほどお話のございました昨年九月の審議の際に決

定されたことでもあります。それでございまして、現在、

映画の場合千五百円でござりますが、それからなまものの場合三千円というような免税点がございますけれども、そういう免税点の上下にかかわらず一般消費税に吸収されるというふうに考えてお

ります。したがいまして、現在入場税の課せられておるものにつきましても、課せられない入

れるというふうに相なると思ひます。

○渡辺武君 もう少し、ちょっと詳しく聞きたい

申しますと五年という税率の一般消費税が課せられるんですね。そうすると、一般消費税にこれが吸収されると、一般的に五%はしばらく残しておいて、そして一般消費税の税率が一〇%もし

も、仮に一般消費税の税率が五%なら五%の入場税ということになるということですね。  
○政府委員(高橋元君) 一般消費税の場合には、大綱に示されておりますように、納稅義務者につきまして小規模零細の除外といふことがございまして、年間売り上げ二千万円に達しない納稅義務者につきましては、一般消費税の納稅義務がないわけですが、消費者のサードから見ますと、これは、たとえば千円の映画であれ二千円の映画であれ、その点はひとしく五%の税率の一般消費税ということに相なるといふふうに考えております。

○渡辺武君 それから、その免税点以上の場合ですね、いまの入場税の税率は一〇%です。そうすると、仮に、まあ五十五年度に五%の税率の一般消費税が創設されたと仮にしますね。その場合は、免税点以上の一〇%はこれは一般消費税の五%に変わると、直ちに。そういうことになりますか。

○政府委員(高橋元君) 具体的に最終に詰めます段階でもう少しつきりしたお答えができると思

いますが、いまの段階での考へ方は、先ほど来申し上げておりますように、料金のいかんを問わず、納稅義務者であれば、その入場料金について、収入につきましてひとしく五%の税を納めていただくということになると思っております。

○渡辺武君 そのところの経過ですがね。つまり、現在免税点以上は一〇%の税率で入場税がかかります。ところが、五十五年度の一般消費税は五%だというふうに思つておる。したがいまして、現在入場税の課せられ

ます。したがいまして、現在入場税の課せられ

ます。したがいまして、現在入場税の課せられ

ます。したがいまして、現在入場税の課せられ

し、税目の整理を行うことが適當だという考え方を示しております。

○政府委員(高橋元君) いまの渡辺委員のお考へのよう私どもも考へております。

○渡辺武君 次に、財政収支試算について幾つか伺いたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 最近発表されました財政収支試算によりますと、五十五年度の新規増税分これは一兆二千六百億円というふうになつております。ところが、先ほど来私申しておりますように、大蔵省の国会答弁などを伺いますと、五十五年度なるべく早いうちに税率五%で消費税を創設したいと、その際の税収額は三兆円だということを盛んに言われてるわけですね。一方でそういうことを言ひながら、財政収支試算では五十五年度の新規増税分は一兆二千六百億円と、こういうことになつて、これはどういうわけですか。一般消費税導入といふことを予定しないでこの財政収支試算つくられておりります。

○政府委員(高橋元君) 財政収支試算は、その計算の前提が、御案内だと思いますが、これに書いてござりますけれども、財政収支試算で六十年度にマクロで出てまいりました税収を国税と地方税に分けるわけでございます。五十九年度に特例公

債から脱却するという前提でございますので、したがいまして、六十年から逆に経済成長率に対し一・二の弾性値で自然増収が起るものと考えて五十九年の税収を出します。五十九年と五十四年の税収の間を等比でつないだのがいまお示しております各年の税収でございます。したがいまして、現行の税制が自然増収として弾性値一・二伸びてまいる場合と、それから、そういうふうに等比でつなぎました線で各年の税収として、特例公債脱却のために、財政健全化のために歳入をふやしていく場合の数字とその差額を各年足しましたものが九兆一千一百億円という、いわゆる要増税額ということになるわけござりますから、したがいまして、五十五年度で一兆二千六百億というその税収の現実の自然増収以外に期待すべき額と申しましようか、言葉は適當でないかもしけませんが、そういう金額がありまして、それはどういう税目で、それからどういう時期にかかるかということにつきましては、またこれは一々法律を持ちまして、また政府におきましても税制調査会の御審議を経まして、それで各年の経済情勢などを見ながら進めていくわけでございまして、五十五年度に一般消費税導入できるよう準備を進めると税制改正の要綱に書いてござります。五十五年度のどの段階でどのくらいの大きさのものを入れるということと一兆二千六百億とは直接のつながりがないわけでござります。

するくらいの大きな議論になる。あなた方自身も国民の皆さんによく検討していただきたいと、こういうことを言つておる。ところが出てきているこの財政収支試算はその点考えていないんだと、そうでしよう、少なくとも五十五年度について。一方では三兆円の税収だと、一般消費税だけですね。他方では増税総額が一兆二千六百億円だと、こんなことじや財政収支試算出す意味何にもないぢやないですか、どうでしよう。その点どうですか。

○国務大臣(金子一平君) いまの問題、渡辺さんのおっしゃるとおりなんです。これは企画庁の七ヵ年の中期経済計画の六十年度のあるべき姿を想定した場合にこれからどうなるかということで、五十五年から五十九年までの道程は全く機械的にはじき出しておりますのだから、渡辺さんの御指摘になるようなことなんです、正直言つて。

私どもは、各年度の肉づけをいたしますのは、そのときそのときの経済金融の情勢を見ながらどういう税をどういうふうにあんばいしていくらいいのか、またどういうふうな財政、歳出の圧縮をやっていくか、その内づけをしていかねばいかぬわけですが、それはなしにして、機械的に六十年の姿はこうなりますという、途中の年度は、これはもう全く機械的な計算でござりますよということを申し上げているんですが、ごらんいただけますから、私も大変苦しいんでござりますけれども、そういう数字であると御承知おきいただきま

す。

ただ、六十年のこの姿は七ヵ年計画に基づいているものですから、企画庁でやっております。まあ、極力そういう方向へ持つていくような手がかりとしてごらんいただきたいと、こういうことでございます。

○渡辺武君 大臣自身が苦しむような財政収支試算、これはよっぽどの欠陥財政収支試算ですね。それで、いましかし大臣、新経済社会七ヵ年計画ですか、これを下敷きにして機械的に計算した

んだというふうにおっしゃいましたけれども、この七ヵ年計画でも、私ここへ持ってきておりますが、二十四ページを見てみると、「国民の理解を得ながら、一般消費税を昭和五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進める。」と、こういうようにならんと一般消費税を五十五年度中に導入だということを言つてゐるわけですね。

それで、経済企画庁からおいでいただいていると思ひますが、ちょっと伺いたいんです、この七ヵ年計画で国民所得に対する租税負担の比率は、昭和五十三年度の一九・六%から昭和六十年度に二六カ二分の一%程度になることを見込む。となつてゐますね。この税負担率の上昇、これの中にはやはり一般消費税を導入するということを予定されての数字になるんじやないですか、どうですか。

○説明員(高橋毅夫君) いま先生がお読みになりました基本構想の二十四ページには、政府の税制調査会の本答申を受けてお読みいただいたような内容のことが書かれているわけでござりますけれども、いま御質問の経済フレームとの関係で一般消費税をどのように考へてあるかといふ御質問でござりますけれども、一般消費税につきましては、導入に際しましての具体的な仕組みがまだはつきり確定しておりませんし、また、従来これを導入した経験がございませんので、基本構想の経済フレームといたしましては、特にこれを特定して試算いたしておりません。しかし、間接税の問題として一般的に検討はいたしております。

○渡辺武君 いや、私の伺つてるのは、この短かい文章の中でも一般消費税を五十五年度に導入が実現できるように準備を進めるんだということを言つてゐる。だから、この税の負担率が五十三年度に比べて六十年度は非常に大きく重くなるわけですね、みんなびっくり仰天しているんですね。

それはとにかくとして、だから、この二六カ二分の一%程度に税負担率が上がるということの中には、一般消費税導入ということとも予定してのこ

○説明員（高橋毅夫君）先ほどもお答え申し上げましたように、計算いたしましては消費税という形で試算はいたしておりません。ただし、間接税という形で試算はいたしております。いま御指摘になりました二六カ二分の一％程度というものの中には、間接税についての見方というものは織り込んで試算をいたしておりますけれども、一般消費税という形ではまだその導入の仕組みも固まつておりませんようでございますし、それからモデル計算上もこれは初めてのことでございますので、そういう取り扱いができませんので、そういう試算を行つております。

○渡辺武君 一般消費税も間接税の一種ですよ、最悪の間接税ですね。

それで、ここに「一般消費税を五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進める」とわざわざ言つておられるわけでしょう。そうすると、その間接税の中に、あなたのおっしゃる一般消費税といふものが含まれるというふうに理解するのは当然じゃないですか。そういうことを予定して、そうして六十年度税負担率二六・五%ということを考えているんじゃないですか、どうです。

○説明員（高橋毅夫君）経済フレームから出てまいりました数値がそこに上がつております二六カ二分の一%程度という数値でございます。その数値の試算の方法といたしましては、一般消費税という形で例示的な試算は技術的にも困難でござりますので行つていらないというふうにお答え申し上げております。

もちろん、間接税という形で、これは直接税と間接税の割合を大体現状程度ということを前提にいたしまして試算を行つておりますけれども、個々の税目の内容につきましては国民経済計算ベースでございまますので、細かい試算はもともと見えない形になつておりますので、例示的試算を行つておりません。

○渡辺武君 どうも私の伺つておる趣旨がよくわからぬようですね。

そういうことであれば、何で一般消費税五十五年度中に導入ということをわざわざここで言うんですか、そうでしょう。税負担率はこうなると、そのすぐ直後ですよ。全然考慮に置いてないといふことです、一般消費税の問題は。

○説明員(高橋義夫君) 基本構想の本文におきましては、税制調査会の御答申を受けて一般消費税が五十五年度中に導入されるようなために各般の準備を進めていかなければならないということをはつきり書いてあるわけでございます。しかし、数字的な試算の根拠といたしましては、特に明示的に消費税を入れた計算は行われていないということを申し上げたわけでございます。

○渡辺武君 押し問答していると時間ばかりだから、こんな簡単なことをはつきり答えられないというのはおかしいですね、どうしよう。だって間接税で考へて、そしてその間接税について税制調査会は、いまあなたがおつしやったように一般消費税五十五年度導入、こういうことを言つているわけだから、当然一般消費税の導入を考えながらこの税負担率を高めるということをこれに答弁ちょっとよくないです。

それで、大臣伺いたいのですがね、つまり下敷きになつてゐる七ヵ年計画でも、いまの答弁によりますと間接税、これを考へながら税負担率の引き上げということを言つておるわけですね。そういう立場になつて、こうして大臣自身が所信の中でわざわざ五十五年度導入となるべく早いうちにということをおつしやつておられる。それなのにこの財政収支試算がこれ五十五年度で一兆二千六百億円しか増税分を考えていませんのはおかしいですよ。

○国務大臣(金子一平君) いま企画庁からの御説明おわかりにならなかつたかもしれないのです、これが私の伺つてゐるところでは、現在の国税、地税全体の直間の比率が六、四ぐらいになるんだそうです。それで、それをずっと六十年度まで伸ばす、しかも二六カ二分の一ですね。それを伸びると総額はこれぐらいになりますという数字をまずつくって、六十年度だけ出したわけであります。あの割り振りをどうするかも、これは毎年毎年の情勢によつて変わりますから、しかも一般消費税の構想がまだ率直に申しまして最終的に固定まつてゐるわけでもございませんのですから、一方においては作文では一般消費税は入れますよと言ひながら、数字としてまだ五十五年分に上がつてない、こういうことでござりますので、私どももいたしましてはこれからとにかく早く構想を固めて、皆さんにも御意見を承り、最終的なものに着目して五十五年度の早い時期に導入するようを持つていくと、その際にはほかの与件も固定まつてきますから、税収としては全体がこれぐらいで、そのうちの一般消費税はこれぐらいでござります、直接税はこれぐらいでござりますといふ。それが問題を一々そらすような答弁は——慎重な答弁は結構ですよ、だけど問題をそらすような答弁ちょっとよくないです。

○政府委員(加藤隆司君) 技術的な点もござりますので、事務当局から答弁させていただきます。

いまの物価の問題でござりますが、ただいま企画庁の方から答弁がございましたように、間接税というかつこうで六十年の経済のフレームも計算いたしておるわけですが、したがつて、物價の問題も中に入つちやつておるわけです。千二百幾らかの方程式があつて、その中にそういう要素を企画庁の観点からも国民所得計算ベースの間接税であるとか物価であるとか、そういうものを入れて計算してあるわけでござります。その中の一環として一般会計が出てまいるわけでござります。したがつて、歳出については当然のことながらそういう物価の要素が計算としては入つておる。ただ大臣が先ほど申しましたように、毎年毎年予算額で歳出の使途別分類をしていただいたんですけど、これによりますと、人件費が二兆三千八百三十八億七千九百万円、それから旅費が七百九十九億四千三百万円、物件費が九千六百四十七億六千四百万円、施設費が七千二百五十億一千二百万円、それから補助金・委託費等が十三兆三百億八千七百万円、それから他会計への繰り入れ、これが十八兆四千七百七十二億七百万円、その他もありますが、そういう数字をいただいたんです。

○渡辺武君 いや、どうも御了承くださいといつたかと思うのですが、趣旨はそういうことでござりますから、御了承承りたいと思います。

急いで財政収支を出したました関係で不手際もあつたが、私はこの問題はもつとほかにも重大問題をはらんでいると思うのです、この財政収支試算は、

○渡辺武君 いや、だからこそぼくは問題にしているんですよ。間接税導入で、昭和六十年度の財政規模あるいは支出の額やら、それはあるいは金の充當額ですね、これは五%。貸付資金の充當基金などは、これは全然値上がりを見ないで計算直接課税対象になるものですね、これは大体税率どおりの物価値上がりになるわけですから五%の支出来増というように計算し、それから医療費とか医療保険給付の補助金ですね、これは薬剤費相当分だけ、たとえば平均二・五%アップというふうに仮に計算する。それから出資金などは工事費などおりの物価値上がりになるわけですから五%の支出来増というように計算し、それから医療費などは、これは全然値上がりを見ないで計算

してみます。こういう大筋の計算で言いますと、大体五十四年度と同じ額の財政規模を維持するためにも、一般消費税を導入すると八千二百七十億円の支出増になるんです。これは大変なものですよ。

それだけじゃありません。もし一般消費税が導入されると、これは国税庁、それから関税局、この関係でやっぱりかなりの要員増になると思うんですね。ということは、人間がふえれば、同時にまた施設その他もふやなきやならぬわけですですから。これを約一千億円の支出増と見ますと、九千二百七十七億円の支出増になる。

消費税の税収額三兆円とどうことになっておりま  
すが、仮にそのうちの三二%を地方に配分すると  
は、二、三兆円らしい（四四億円）になります。

れこれ除きますと、大体二兆四百億円ばかりの収入増になるにすぎないんですよ。そうすると、先ほどの一九千二百七十億円を引きますと一兆一千百

三十億円程度の增收になるにすぎない。国民の猛烈な反対を押し切って五%の一般消費税を導入しても三兆円の增收効果にはならないんですよ。支

出が物価の上昇に応じてふえてくるわけですから、それだけの財政効果というのは滅殺されるわけですね。地方財政、私ども計算していなかつた

が、地方財政ではかえってマイナスになっちゃう、地方財政では。大臣、こういう問題はやはりつきりと検討していただく必要があると思うん

ですが、基本的な考え方をおわかりでしよう。お認めになつていただけますか。ちょっとお待ちなさい。ちょっと大臣に。

○政府委員(加藤陸司君) 計算の問題なので事務当局から。  
ただいまのそういう計算も一つの考え方かと思

うんでござります。  
ただ、先ほども申しましたように、企画庁の方  
で六十年の数字についていま先生がいろいろ部分  
で計算されたやつを全部方程式の体系として一挙  
に同時解法しているわけですよ。したがって、そ

ういう問題はある部分だけ取り出して、ここは  
うといふように積み上げるやり方もございま  
が、経済フレームの場合にはそういうのを全体  
一発で出しているわけです。解法を。したが  
て、そういう問題とちょっと角度が違った議論  
と思うんでございますが、物価の問題も織り込  
れておるわけでございまし、それから税金は  
かに間接税というかつこうではございますが、  
ういうかつこうでいろいろな要素が絡み合ってい  
わけですから、経済は、その経済を一つの方程  
体系にしておると。で、一時的に答えを出しち  
つているわけです、一発で答えを。

そういう考え方としまして生が言われたように、これはこうであるというふうに積み上げてつた結果と比較をして議論していくべくというふうに思はれます。

ともそれは確かに意味があることながら、まことに、普  
んが、やはり七年先の経済を見通す場合に、普  
やる手法としては企画庁がやっているような手  
法を取らなければ、何と見つけるべきか、三一。

○渡辺武君 大臣にお答えいただく前にもう一  
申し上げたいのです。

その考え方には、それはそれでひと、一応検討  
たいと思っておりますが、私申し上げるのは、  
まああなた言うように、いろんな条件を一発で解

できるような方程式、恐らくその中には経済成長率等々も含まれると思うんだね。ところが、問は一般消費税そのものが財政にどういう影響を

ほすのか、これをほかの要件から取り出してそ  
ものとして論議しなければ、一般消費税そのも  
のの議論にはならぬのですよ。一般消費税は導入

たらそうなるけれども、他方で経済成長率が毎年一〇・何%ずつ伸びるから、だからそのマイナス効果は減殺されるんだと、そういう方程式で出

れたらこれはだめですよ。一般消費税そのもの議論にならぬです。だからぼくは言つているんです。

一般消費税を導入した場合に物価が多かれ少  
かれ上がる、その分だけは支出増になるんじや  
いか。他方で一般消費税を導入した場合、私は

ほどの説明ではわざと落としましたけれども、地方財政に回す分、これはまだ決まってないでしようとから仮に三二%としましてけれども、そのほかにもたとえば物価上昇によって国民の生活は圧迫され、したがってまた、GNPの伸びに対してもマイナス効果があると、これはもう衆目の一致するところですな。そしてそれがやはり税収にマイナス的な作用を及ぼす、こういう点も考えなきやいかぬと思う。私はそれをわざとややこしいから省略したんですがね。

それこのことを考えて一般消費税を導入した場合にはどういうような財政的な影響があるのか、これをこの財政収支試算の形で出してもらわなきやならぬ。そうでしょう。その点どうお考えですか。——ちょっと、もういいです。大臣にさつきから聞いているんだから。もう時間もないし……。

○政府委員(加藤隆司君) 技術的な点でござりますので……。

間接税と一般消費税の物価の問題はいろいろ差があるかと思いますが、間接税も物価が上がるわけでございます。それから一般消費税についても企画庁から先ほど答弁ございましたように、全体の方式が決まってないわけでございます。したがって、七年先の経済を見通す際にそれは求めても無理なんではないかなという気がするわけでございます。

○渡辺武君 七年先じゃないんだよ。

○政府委員(加藤隆司君) 每年毎年の議論でありますができると思うんで。

○渡辺武君 だから毎年毎年の議論としていま出しているんだから……。

○政府委員(加藤隆司君) だけど、まだ消費税のシステムが決まってないわけでござりますということだと思います。

○国務大臣(金子一平君) 渡辺さんの御指摘の意味は十分わかります。

私どもは、これは五%なら五%の税率で消費税を課税いたしましても、それはそつくり歳出に組

ほかの手で社会福祉を増進させる道は財源的にはないわけでござりますから、そういうようなことを考えながら御提案申し上げようということでやつておるわけでござりますけれども、デフレ効果が一方にあると同時に、それは歳出に組まれるから、全体としてはそれは必ずしも、これは法人税でも所得税でも同じこと、多少の程度の差はあるところ、それより当委員会が取り扱う二

それがまた消費を刺激する方向に行くと思ひまするし、細かい計算、これは提案するまでにいまおつしやつたようなあらゆる角度からの数字などをどうぞ参考として御参考の参考にして下さい。

字をひとつづきながらそれをもって御審議の参考にさせていただきたいと思ひますけれども、もう税金、新税は特に悪税ですからそれは税金はないに

が、十分御意見を承つて対処してまいりたいと、こう考えます。

○渡辺武春 私の申し上げた点などを十分に考慮して、それでやはりこういう財政收支試算ではなくて、一般消費税を導入したらどういうことにな

るのかという見地からのこういう財政収支試算的なもの、これを計算してやっぱり国民の検討を仰ぐべきだと思いますが、そういう用意があるとい

○國務大臣(金子一平君) これは、むしろねらい  
は各年度にあるんじやございませんで昭和六十年  
う題旨ですか。

度にあるわけですから、むしろ毎年毎年の財政のあり方をどうするか、収支バランスをどう見るかということは、毎年毎年やっぱり見直しながら、

そのときの現実の財政経済情勢に合わしたものをして御審議いただきやならぬ、こういうふうに考えております。

○渡辺武君 それでは、大臣が盛んに福祉のため  
に使うんだと言うんで、本当にそういうことにな  
つてはいるのだろうかなあという点で若干の点伺い  
たいと思うんです。

それで、ます現在の一番新しい年の数字でいいんですが、社会保障移転の国民所得に対する割合、これ西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、スウェーデン、日本、これどうなっているか、伺いたいと思います。

保障移転の国民所得に対する割合でござりますが、各国一九七六年でございます。西ドイツが二〇・五、フランス二七・一、イギリス一三・九、アメリカ一四・〇、スウェーデン二・九、日本は一〇・六でござります。

なお、念のために申し添えますと、一九七九年の日本の見込みは一二・四でござります。  
○渡辺武君 そうしますと、日本はとりわけ低い  
ということがおわかりいただけると想うんです。  
それほど社会保障の水準というものは貧しいんで  
す。ところでこの七ヵ年計画、六十年度にはこの  
社会保障移転費の比率はどのくらいになります  
か。

○説明員(高橋義夫君) 基本構造におけるままで、昭和六十年代におきまして一四カ二分の一%程度でござります。

○渡辺武君 現在でも著しく低いのに、昭和六十年度になつても現在の西ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン等々——イギリスはちょっと

除きますが、スウェーデンなどに比べてまだそこまでもとうてい到達しないという状況です。大変なことだと思うんですよ。

それで私伺うんだけれども、一体この七ヵ年計画によりますと、六十年度の国民一人当たりの社会保障の負担額、これどのくらいになるのか。それから、ついでに大蔵省の方に伺いたいんですが、この六十年度の税金、これの人口一人当たりの負担額はどのくらいになるのか、これを伺いたい。

○説明員（高橋教夫君）　まず総人口の統計でござ  
る、二十二年六月一日現在の人口は、六千五百四十一人

です。その点を改めて申し上げます。

は厚生省が五十一年十一月に推計いたしました中位推計値一億二千二百三十三万人を前提にいたしまして試算をいたしてみますと、普通の場合に足元の時点の五十三年度につきましては五十三年十月一日の総理府統計局の概算値でございますが、一億一千五百十九万人でございます。その数値をもつて試算をいたしますと、人口一人当たりの社会保険負担額は五十三年度約十三万円強でござりますけれども、これは昭和六十一年度におきましては

ですが、六十年度は三十万円強でございまして、平均伸び率は一三%弱でござります。ちなみに、社会保障移転の同じような数字を申しますと、三年度は十八万円程度でございまして、六十年度が四十万円強ということになります。その平均伸び率

伸率は一二%強でございますが、なおこの七ヵ年間の差額をとりますと、一人当たりの社会保障移転額は約二十二万円増加いたします。これに対しまして、「人当たりの社会保障負担額は約十七万円増加する見込みでございます。○渡辺武君 大蔵省の方、ついでに一人当たりの五十三年度のやつを比較してください、六十年度と。

○渡辺武君 それじゃ終わりますが、ちょっと一  
言だけ。 一人当たりの税金の額が、五十三年度が約二十九万円弱でございま  
す。六十年度が七十三万円弱でござります。  
○渡辺武君 そういうお話をございましたが、法人税等の負担も含  
めまして、五十三年度が約二十九万円弱でござ  
ります。

それで大臣、つまり社会福祉の充実のためだとおっしゃるけれども、いま挙げた数字、もう時間がないから詳しく述べませんが、そうなつてないないと。しかも、一方でこれはもう国民の消費に税金がかかるというような最悪な大衆課税を導入しようと、これは本当にけしからぬと思うですね。だから、私も先ほど仮に導入したらどうなるかといううんの資料を出してほしいと申し上げましたけれども、これは導入しないにこしたことないんです。やめていただきたいのです。ほかに財源はあるん

因があるんではないか、物価の問題、景気の動向、景氣の動向についてましては、まあもう何か一時

は政府が確信あり、自信あり、景気は回復過程にあるんだということを強弁なさいましたが、一般はどうもそれについていかなかつたが、最近はこれはどうしてどうして、マスコミ等もう日本の産業構造そのものが減速経済に適応するような体質改善をやつたような報道すら散見をするわけでありますて、私はかなりこれには抵抗を感じておりますけれども。

減量経営とはそれじや一体何だという、いろいろな課題がありますが、そういうことは時間も短いですから別にしまして、大体回復基調に乗ったという見方が非常に多くなつてしまいました。私はこれはいろいろな主張がありますが、しかし

そうなつてきますと、私はそれが物価はどういう影響を与えるのか、やはりかなり心配である。イランの政変問題等を中心として午前中から指摘をされておりましたが、油の値段が上昇傾向にあることは否定できません。これは何もスポーツ価格がどうえらいものになつておるというそういう実績をつくるつちやつたという心配だけではありませんよ。たとえば、イランの分を肩がわりを現在しておるその他の石油输出国機関あたりがすぐで直上で

を始めておる。一四・五%の問題にプラスアルファをしておる。そなりますと、かなり長期的にやなくて、中期に見て、国際的に原油の値上がりはどうも避けられないんじやないかという不安が非常に強いですね。私ども現在ただいま想像する

以上に高価格エネルギー時代に入る可能性が多少ある  
にあると思うのです。アメリカあたりは大変に騒  
ぎ回っているんですが、日本国政府は、私の承知  
するところでは全く落ちついていらっしゃる。イ  
ラン紛争で政府が省エネルギーを発表されました  
けれども、通産省等の思惑では、私は昭和四十八  
年のオイルショックで実態からなるかに遊離した  
パニック状態になつたので、ここでイラン情勢に  
絡んで深刻なエネルギー危機を訴えれば、また日  
本の国民性からするとどうらいパニック状態にな

つてはという配慮があんまり強過ぎちゃって、どうも実態よりもはるかに樂觀した姿勢をおとりになつているんじゃないかというような気がいたしますよ。

それから、これも午前中すでに指摘されました  
ように、その他の国際的要因等からも、どうもイ  
ンフレ懸念が非常に強いような気がいたします。  
そういう要因があつて、なかなか予算の執行、よ  
ほどこれは厳しい見方をなさらないとえらいこと  
になるんではないかという不安が私にはあるとい  
うこと。

もう一つは、これは政府みずから、あるいは本会議の大平総理の答弁で、総論賛成各論反対で、これは与野党含めて積極的に取り組まなきやなかなかむずかしいのですというかなり正直な御答弁を聞きましたけれども、確かに行政の問題、あるいは補助金の見直しの問題等々、超党派で本当に腹をくくつて取り組まなきやならない問題があると思うのです。

五十五年から一般消費税を導入しようという方向を政府は税制調査会等のあれによつてお決めになつたといつても、これは大変問題があるでしょ  
うし、それで 5%導入なら政府の発表でも三兆。  
どうも仮にこのままでいきますと一般消費税を五  
十五年度に 私どもは反対ですが、導入されても  
財政の健全化が果たして達成されるのかどうか。  
衆議院の予算委員会に資料として提出された  
「特例公債の償還について」、「特例公債の償還を  
支障なく行うためにはまず、特例公債の発行を最  
少限にとどめ」云々、まことにごともなことが  
書いてありますけれども、しかし、果たしてこの  
とおりのことが裏づけをもつてできるのか。そ  
ういうことを考えていきますと、全くこれはもう本  
当に心配で心配でたまらないような気がします。  
ところが、政府の姿勢をとつてみても、これは  
大蔵大臣に質問する事項ではないでしょけれど  
も、去年の暮れに全過がストライキを打つて年賀  
状が選配をいたしました。そしてお年玉はがきの  
抽せんもおくらせなければならないような事態が

ありませんたがね。これは適法なストライキではありますから、やっぱり当局としては処分問題を解決する手当を出す。玄人がわかるのだからわからないのかどうか知りませんけれども、まともな国民にしてみれば、そんなことはわかりっこないんだ。なんでも人に対しても何ですか、繁忙手当だかなんだか手当を出す。やつぱり医師優遇課税の問題なんかも、これは何も政府だけに責任を転嫁するつもりはありません。超党派で取り組むべきでしようが、大蔵省としては、とにかく手をつけたことに対する国会も評価をしたっていいじゃないかというお気持ちだらうと思うのです。私は評価できる、できないよりも、手をつけられたということに対しては敬意を表しますが、やっぱり国民の側からするとまだ納得できない。

こういうものがあつて、異常な財政状態を何か健全化しようということをおっしゃつてゐるわけですが、いろいろなことを申し上げたからお答えが非常にやりにくいかもしれませんが、大蔵大臣どうですか、基本姿勢と財政の健全化についてどういうぐあいにお考へになるのか、まずお伺いします。

○國務大臣(金子一平君) 大変重大な問題の御指摘を中村さんからいただいたのでございますが、景気の方は、今日の状況から見れば、まあまあ何とか明るさを加えてきておるのじやなかろうか。もちろん構造不況業種——造船とかいろいろなものがござりますけれども、しかし、今まで構造不況業種と言われておつた業種の中にも大分活気づいているものが最近たくさん出てまいつております。少しずつ違った姿になつてきておるようになります。少し前は、いままでは構造の方よりもむしろ物価が心配だとおつしやる。それはそのとおりだと思うのです。アメリカなんかでも、カーターは、いま景気よりもインフレがこわいということで政策の方向転換をやろうとしておるというふうに伺つておりますが、これは世界

各国同じような状況にあると思うのです。

私どもは、OPECやイランの問題も御指摘いたしましたけれども、今朝来いろいろな点についてのお話を承りましたが、そういういろいろな

て第一歩だけ踏み込んだつもりでおりますけれども、今後もひとつしつかりそれはやっていくつもりでおりますから、御鞭撻をいただきたいと思うわけでござります。

要素を絡めて、物価対策だけはひとつ政府挙げて全般的に総合対策を実行していかなければいけない。それをやらないと、財政の円滑な運営も国民経済の安定もありませんから、そういう気持ちであります。

それと同時に、やっぱり考えなければいかぬことは、もう今日、つい去年までは三割が限度だと書いておったのが四割近くまで公債依存度を上げてしまっております。七ヵ年の財政収支にも見られますように、もう大変な今後の大きな国民経済に対する負担となつてきておるわけでございまして、ますから、財政的にやっぱりこの解消を、どうやって片づけていくかということを考えていかなきやいかぬと思うんでございまして、一般消費税率の導入やらその他いろいろの税についての検討をいま進めておるわけでございまするけれども、なかなか一般消費税をやめてこれをやれば心配要らぬというような税がもう残つてないんですよ、正直言つて。そこへもつてきて石油ショック以来経済の流れと申しますか、経済の発展の諸条件が変わつてまいりましたのですから、今までの税制では十分に機能しないような体制になつてしまつた、そういうところでわれわれ大いに苦惱しておるわけでございまして、一般消費税もそんなことから御提案申し上げようということで、いませつかり通るような世の中ではないと、私もそれなきやなかなか国民の皆さんの御納得をいただけないだろうと、国民の皆様に減量経営をお願いするだけで、政府が自分の足元は知らぬ顔しておつてしまふり通るような世の中ではないと、私もそれたけれども、ある程度、五十四年度の税制において

それから、医師税制の問題も御指摘いただきましたけれども、これは四半世紀手がつかなかつたものをやつと切り込んだということだけではございませんで、四千万円以上のものは五十年度の政府税調の提案と同じでございます。それ以下の分につきまして若干の手直しをしておりますけれども、これは都市と地方を問わず、日夜地域の診療に従事しておられるお医者様の公共性のある程度考えてあげなきゃいかぬという意味で、医師税制を改正するからといって、二十五年のいわば一種の既得権になつておるようなものを百八十度転換するわけにもいきませんから、まあ相当の前進ではなかつたかと思つておる次第でござりますが、まあいろいろ御議論はございましょうけれども、お医者様一人当たりにすれば税負担は百万円ずつふえるわけで、相当な負担増と私どもは考えております。

つて補助金は全部ゼロと、それから何としてもこ  
れはしようがないんだというものを新たに起こし  
ていくというやり方でもすれば画期的なものがで  
きるかも知れないけれども、いまのやつを見直し  
ていこううたって、どいに確かにこれは総論賛成  
各論反対が横行していましてどうしようもないと  
いう、日暮れて遅延の感が確かにあると思うん  
ですよ。ですから、時間がありませんから、  
そういうことを言っていると全然これはだめにな  
つちやいますから、こういう問題、どうですか  
ね。

確かにこれからもう何であろうと高価格エネル  
ギー時代に入つていくことは間違ひありません。

それは私はいま私どもが頭の中で考へる、そんな  
もんじやない。とにかくイランの紛争、政変とい  
うちょっとしたことで十三ドル幾らの石油価格に  
スポット価格として七ドルから九ドルの上乗せと  
いうと、本当にこれはわいぐらいの高価格エネ  
ルギー時代に入つていくであらう。  
政府が看板だけにしても省エネルギーをお出し  
になつたですね。それからエネルギーの暫定見通  
しもお出しになつております。それによります  
と、省エネルギーを昭和六十年石油換算八千万キ  
ロリットル、容易じやありませんよ。しかしそれ  
をやるには、これは五十二年ベースですか、六十  
八年といいますかね、公的負担額が七兆だといい  
ますから、大体六十年の見通しなんかであれしま  
すと、公的負担金だつて十兆を恐らく超えるだろ  
う。しかし、これはやらなきやならぬから、その  
場合には資金の裏づけ、法制上、税制上いろいろ  
問題がある。通産省が所管でしようけれども、税  
制上の措置を考えるということになれば、これは  
大蔵省もかなり検討していただかなきや困るんで  
すが、看板は立てられますがね、法制上、税制  
上、断熱材の使用について何らの手も打たれてい  
ない、あるいは太陽熱の利用、まだ本当にこれは  
幼稚のように見えたって、あれ全部法制上、税制  
上の措置をやつてごらんなさい、かなりなものに  
なりますよ、これは。そういうことを税制上から

大蔵省として検討される用意があるのかないの  
か。

まだ私は本当に具体的にいっぱい指摘をして實  
験的なものでなくて、そういうものの大量生産  
をいたしましたが、もう時間が尽きてしまいました  
から、きょうはこれで残念ながらやめますけ  
れども、私はこれは政府として真剣に対応してい  
ただいて国民、国家百年の、百年じゃなくて十年  
の計だな、もう十年先になつたら危ないんだか  
ら、いかがでしよう。

○政府委員(島崎元君) エネルギー対策を総合的  
に進めていきますために、いま中村委員からお話  
のよう巨額の公的な資金が要るということであ  
るうと思ひます。

昨年のエネルギー調査会でのいろいろな資金面  
の御検討の中で、エネルギーの多様化を図る、そ  
れから節約を図る、新規のエネルギーの研究開発  
をしていく、そういうことのためには公的な資金の  
投入が必要であることが指摘されておりま  
して、私どももその一環として、いま中村先生か  
らお話をありましたよないろいろな施策を含め  
まして総合的に資金対策を検討いたすわけでござ  
ります。

○市川房枝君 金子大蔵大臣には、大蔵委員会で  
お目にかかる質問をする機会を与えられました  
ので、この機会に、大臣に対して政治資金に  
対する課税について伺いたいと思います。

去る二月五日、東京地裁の刑事部で開かれまし  
たロッキード事件の全日空ルーート公判の際に、全  
日空の若狭前社長が、有力な政治家には益々れに  
百万円ずつ二百万円ぐらい配つているのはもう慣  
例なんだと、それで一年にはやっぱり四、五千万  
円そのためにかかっているというか、それはまあ  
全日空のことではなく、一般的にということでおつ  
しやつておつたようですが、このことは各新聞に  
も大きく伝えられ、実は、国民はそういうことは  
あるんだろうということは知つてゐるんですけど  
ども、そんなに大きな金が盈餘れにということを  
知つて、それも裁判でそういうことをはつきりお  
つしやつたんで、実はみんなびっくりしたわけで  
ござります。

そして同時に、金を出した方あるいはもられた  
と申しますのは、断熱材を使いました住宅、ち  
ょと理屈っぽくて恐縮でござりますけれども、  
将来のリビングコストと申しますか、光熱費が安  
く済むというメリットもまたあるわけでございま  
す。

○政府委員(米山武政君) 執行上のいろいろ取り  
組みとしてどう考へるか、恐らく  
住宅にそういうものが普及してきます場合、たと  
えば太陽熱利用施設でありますとか、断熱材の利  
用というのが普及していきます場合には、すでに  
実験的なものでなくて、そういうものの大量生産  
が進んでおりまして、そういう将来の居住費用  
の低下と取得の場合の割り高が見合つておるとい  
う形で初めて普及していくと思うわけでございま  
す。

そこで、そのため特別の控除を設けるという  
ことは所得税制全体の問題からいかがかと、うこ  
とは考えておりますということを考へますが、全  
体といたしましてエネルギー対策に必要な公的な  
資金をどうやって捻出するかという問題につきま  
して総合的に検討させていただきたいというふう  
に考えております。

○市川房枝君

そういう仕組みになつていてこと

は私ども承知しているんですけれども、一体誰收入

として考える政治献金はどれくらいあるのかわか  
っていますか。

○政府委員(米山武政君)

いま申しますように雑

所得の収入金額、いわゆる政治献金の中から必要  
経費としていろいろ政治活動に使つた費用を差し  
引いて、残額があればこれは確定申告をする必要  
があるわけでございますが、ただ、かつて私ども  
先生方のいろいろの所得の状況につきましては国  
税庁が管理したことなどがございますが、現在特別に  
税法上難所得の収入金額を構成するわけでござい  
ます。

○市川房枝君 そういう仕組みになつていてこと

は私ども承知しているんですけれども、一体誰收入

として考える政治献金はどれくらいあるのかわか  
っていますか。

○政府委員(米山武政君) 申しますのは、難所得にはいまそういう政治  
献金の経費を差し引いた残りだけでなく、講演料  
とか作家以外の者が得る原稿料とか、あるいはそ  
の他のいろいろの所得が難所得の中に入つておりま  
して、これが難所得として確定申告の際そういう  
ものと一緒になつてやつております。これを細  
分した統計は現在持つておりません。

○市川房枝君 現在難所得の申告というのは五十二年分で申し

ますと二十四万三千件くらいござりますが、特に

政治献金はこのうちどれかというものは私ども細分  
して統計を持つておりません。

○市川房枝君 いまおつしやつたのは難所得の總

額でしよう。私はそれを聞いてるわけじゃない  
んであって、政治献金、難所得として扱われてい  
る政治献金は一体どうなつていてますかということ  
を伺つたんですよ。

部でございまして、私どもその雑所得、いま申しました雑所得いろいろのものがございまして、それを分類した統計を持っておりませんので、雑所得の中では政治献金の必要経費を除いた分が幾らかというような統計を持っておりませんので、先生の御質問にちょっとと答える資料持ち合わせしておりません。

○市川房枝君 政治献金を大体雑所得に入れるこ

とが私はおかしいと思うんですが、所得税法の中にはつきりと、いわゆる所得の区分といふところに入つております。その他ということに入つておつしやいましたけれども、原稿料とか講演とか、あるいはそういうので、そのため費やし

た費用を差し引いたものを雑所得として課税されているということですね。

ところが、政治献金の方は何もそれを得るために骨折つていられないぢやないです。もつた金の中から政治活動にそれを使って余りがあつたらそ

れに課税すると、こういうのでしよう。だから考

え方、雑所得の規定の仕方といいますかね、それがはつきり法の上では出でないんですね。雑所得の今までの解釈と全く違う解釈をそこに含められていることがちょっとと理解ができないん

ですけれども、どうなんですか。

○政府委員(米山武政君) これにつきましては、

従来いろいろ一時所得とすべきであるとか、あ

るいは贈与と見るのが適当であるとか、いろいろ議論があつたようですが、やはりいろいろ分類しまして、どうしても今まで分類されている他の所得に分類するのは適当でないと、こうになりまして、現在のように雑所得で課税して

いる、こうなつております。

○市川房枝君 いまちよつとおつしやいましたけれども、本当はこれは贈与なんだと、あるいは所得税の中で言うならば一時所得であるべきなん

で、それを従来いろいろとおつしやいましたけれども、従来いろいろということを簡単に、なぜ雑

所得になつたかということがまだ私納得がいかないんです。

○政府委員(高橋元君) ちょっとと回りくどい御説明で恐縮に存じますが、一時所得と申しますのは、税法の定義では、「一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない」という定義になつております。

で、そういう一時所得を含めまして他の八種類

の所得に入らない分類が雑所得でございますから、この場合、国税庁の従来の所得税法の適用

上、利子でも配当でも給与でも、等々の所得でない所得という意味で、その收入から必要経費を差

し引いた残りを雑所得として課税いたしておると

いうことを御説明いたしておるわけでございま

す。

○市川房枝君 いま説明していただきたいけれども、どうもよつとそれわからぬですがね。しか

し、時間がないから余りその問題掘り下げていくことはまた別な機会にしたいと思っておりますが、大体さつき私が政治献金の一體額はどうなん

ですかと聞いたらわからぬとおつしやつたんです

が、それはわからぬはずであつて、さつきから御

説明があるように、政治献金から政治活動に使つた費用を差し引いて残りがあつたらそれに課税す

ると。残りがなかつたら届けなくていいんです

よ。だからわかるはずないんですよ。それはもう

皆さん方の方にはさんざんおわかりになつてゐる

ところだと思うんですけれども、一応どういうふ

うに受け取つておいでになるかと思つて伺つてみ

たんですが、一応現行の、要するに基本問題あり

ますけれども、現行の雑所得と政治活動に使つた

云々ということを一応認めるとして、国税庁が毎年二月に私ども議員に配付されております「所

得税の確定申告について」という刷り物をいただ

いておるんですが、それを見ますと、所得税法の三十五条で、私さつき言いましたように所得税の

区分の中には入つてないんですよ、政治資金とい

うのは、雑——雑になつてゐるんです。わからな

いものとかになつてゐるんですが、その説明書に

は、「主な所得の所得区分」というところに、ちゃんと政治献金というのをそこへ出しておいでにならなければ。これはちょっとおかしいんで、それ

ならなぜ法の中にお入れにならないのか。ここだけ政治献金を区分にお出しになつてているのは、私

にはちょっとわからないわけですがね。

それから、支出要項として、どういうことになるとおつしやいましたけれども、何人ぐらいがそういう届けをな

しておるのか。あるいはそれによる税額ですかね、一体国税庁、どれだけ収入があったのか、こ

二、三年の間のをちょっと知らしていただきました

いと思います。

○政府委員(米山武政君) 私ども今までいろいろ個別の案件で、そういう課税になつた例といふのは存しております。ただ總体、金体でどれくら

い事情があると、届ける必要もないんだと、いうことは飲むということなんであつて、余りが

あつたらみんな飲んじまえばそれでおしまいで、

ペーになつちやうと、届ける必要もないんだと、税金も払う必要ないんだと、こういうことになつて、一般国民から見ると、どうも規定が非常に広

過ぎて、一般国民に対しては実に国税庁はといふ

ますか、大蔵省はといふか、厳しいのに、特に議員に対してはこんなふうに非常に緩やかだといふ

感じを持つと思うんですが、その基準、支出して

もいき基準をもつと詳しく、もう少し厳しく考え直すということはお考えになつておりますか。

○政府委員(米山武政君) いま先生御指摘になり

ましたことござりますが、私的な消費に属する

交際費や接待費は除かれ、「政治活動に関する交際費、接待費」、こう書いてあります

と、それを国税庁が認めているんだと、こうい

うのは言えないといいますか、――と、わざと、われわれは、それじやゼロなんだと、届けている人

はいないのだと、結局税金は払つちゃいないのだ

なつて、私はこういう規定をしておいでになる

のならば、国税庁は、当然それで届け出たのは何

であつて、私はこういう規定をしておいでになる

細な区分をした統計をとつておりますが、政

治活動費、非常に広いんだけれども、それを差

し引いた残りに課税すると、こうなつておいでな

いんです。これが、一体その残りを届け出て課税なさいました

と、こう言つていいかと思います。

私は、せめて国税庁は、政治献金の収入額とそ

れから支出額を届けてもらう。そうして赤字が出

た、あるいは余ったという数字はそこに出しても

らう。それで、余らないでゼロになつたというな

らば、まあそれはそれで、一応現在のあれではや

むを得ないとしても、一体幾らあるかわからぬと

いうふうな状態で、ほとんどそれは課税されてな

い。国民の手前には、政治献金の中から政治活動

に使つた費用は差し引いて残りに課税しております

と、いかにも税金を課しているみたいに

見えるけれども、実態はゼロですわね。一種のこ

まかしだと私は思うのですよ。

だから赤字が出た場合に、これはおもしろいことに、前にはその赤字分の税金を歳費なんかの払つた税金から戻したことがあったでしよう。

けれど、それはおかしいというので、それは訂正になつて、いま赤字が出てもそれはあれしませんと、こういうことになっていることは私も承知をしているわけですが、しかし、そういう計算で出ないと、全く私は国民としては納得ができるないと、そら言つてもいいんじゃないかと思ひます。それはどうですか、そういう計算。

○政府委員(米山武政君) 雑所得の申告義務がある方は、雑所得の收入から経費を引いた残りでございまして、これは、たとえば原稿料にしても、その他株の売買にしてもすべて同じでございまして、特に所得のないに計算を義務づけるとい

うのも、一般の納税者と同じ扱いにしておりますので、所得がない方にその計算を出すようには現在しておりませんし、また、するものかえって不公平になるんじやないかという気がいたします。

○市川房枝君 雜所得の解釈を、全く政治献金だけ別にしておいて、それで、やれ一緒に一緒におかげおつしやつて、どうも納得ができないのですが、まあそれはそれくらいにしておきましょう、時間もないでの。

政治家の私はモラルがいまほど厳しく問われている時代はないと思います。ロッキード事件に続いて、ダグラス、グラマンの事件が起きていたる現在、私は政治家の金錢感覚を清潔にする必要があり、それには課税の問題をもつと明朗にはつきりと示すことが必要だと思います。

それからなお、先ほどからいろいろな委員の方から御意見が出ておりましたが、現在、一般消費税導入の問題に直面して、国民の間に税金の面での社会的不公平を取り除くとすることを求める声が非常に高いのですよ。こういう際にですね、政治献金と課税の問題を私は国税局もちろんですけた。

れども、大蔵大臣、これをどうお考えになりますか。これを少し再検討する、部分的にでも再検討するというお考えはないかどうか、これは大臣か

御返事を願いたい。

○國務大臣(金子一平君) 政治献金につきましては、先般の政治資金規正法の改正によりまして、相当厳しいところまでいっております。

○市川房枝君 税金じゃないですよ、あれは。金子大臣。

○國務大臣(金子一平君) いやそれで、これは受けた方は、まあ政治団体があればそこへ入れる、これは課税の問題は起こりませんけれども、いま市川さんがおつしやつて、金子さんも、自分のふところに入ったやつの課税の問題をどうするかということがあります。

○市川房枝君 つまり裏金といいますかね、個人が受けた。

○國務大臣(金子一平君) 個人が受けたのは、これは当然課税になるのがあたりまえでございまして、いま国税庁の次長が一々統計的には金額が幾らになつて、いるというようなことは申しませんでしたけれども、相当厳しい調査をやり、それで課

税も現実に行つておるのが私は実情と考えております。また、裏金等が出ておつて申告をされなかつた方には、後からせひひとつ申告してください

よというふうなことで申告の懲罰をしておると聞いておりますので、相当厳しい体制に現在なつておりますし、私はやはり今日これだけ税負担が厳しくなつておる次第でござります。

第一に、最近における産業の状況等を勘案し、十五品目に係る関税率の改正を行うことといたしてあります。

まず、フルフラー等十一品目について、その

自給率、外國産品との競争力等國産品の実情を考慮し、課税負担の適正化を図るために、関税率を引き下げる等所要の改正を行うことといたしております。

なお、アルミニウム製鍊業界が深刻な状況にあります。

これが、タマネギについて、最近の実情等に

つたが、私はそうは思わない、ある程度調査をやつておるんですけども。しかし、いま大臣か

ら皆さんの協力を得てこの問題を考えたいといふお言葉がありましたから、それを信頼して、次

の機会にまた伺いたいと思います。しかし、いま大臣か

ら御意見が出ておりましたが、このほか、タマネギについて、最近の実情等にあります。

このほか、タマネギについて、最近の実情等にあります。

かんがみ、関税率無税点を引き上げることとし、また、除虫菊については、国内生産の状況等を勘案し、関税率を廃止することといたして

あります。

○委員長(坂野重信君) 大蔵大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(坂野重信君) 関税率暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空機燃料税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(金子一平君) ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、航空機燃料税の税率について、一千キロリットル当たり現行の一萬三千円を二万六千円に引き上げることといたしております。

以上、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げます。

この法律案は、航空機燃料税の税率について、一千キロリットル当たり現行の一萬三千円を二万六千円に引き上げることといたしてあります。

以上、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

○委員長(坂野重信君) 両案に対する質疑は、後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

二月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案  
(予備審査のための付託は二月十四日)

一、航空機燃料税法の一部を改正する法律案

関税率暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

第二に、昭和五十四年三月三十一日に適用期限の到来する原重油等九百五十一品目について、その適用期限を一年間延長することとしたしております。

第三に、昭和五十四年三月三十一日に適用期限の到来する原油関税に係る減免還付制度について、石油化学製品製造用原油の減税制度等を廃止するほか、それぞれ適用期限を一年間延長することとしたしております。

次に、航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、航空機燃料に係る税負担の現状及び空港整備財源の充実等の要請に顧み、今次の税制改正の一環として、航空機燃料税の税率を引き上げることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

この法律案は、航空機燃料税の税率について、一千キロリットル当たり現行の一萬三千円を二万六千円に引き上げることといたしてあります。

以上、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げます。

この法律案は、航空機燃料税の税率について、一千キロリットル当たり現行の一萬三千円を二万六千円に引き上げることといたしてあります。

以上、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

○委員長(坂野重信君) 両案に対する質疑は、後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

二月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税率暫定措置法の一部を改正する法律案  
(予備審査のための付託は二月十四日)

一、航空機燃料税法の一部を改正する法律案

関税率暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第十一条」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め  
る。

第七条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を

「昭和五十五年三月三十一日」に、「次の各号に掲

げる区分に応じ、「キロリットルにつき、当該各

号に掲げる割合を」「キロリットルにつき五百三十

円の割合」に改め、同項各号を削り、同条第四

項中「同表第二七・一号に掲げる石油ガス(以

下「石油ガス」という。)又は同表第二七・一四号の

一に掲げる石油アスファルト(以下「石油アスファ

ルト」という。)」を「又は同表第二七・一四号に掲

げる石油ガス(以下「石油ガス」という。)」に、「昭

和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三

十一日」に、「石油ガス又は石油アスファルト」

を「又は石油ガス」に改め、同条第五項中「石油

ガス又は石油アスファルト」を「又は石油ガス」に

改める。

第七条の二第一項中「昭和五十四年三月三

七〇錢」に、「こえる」を「超える」に改める。

十一」除虫菊のうち

別表第一第一二・〇七号中「六・二五%」を「無税」に改める。

二七・〇九 石油及び壓青油(原油に限る。)

削る。

別表第一第一二・〇九号を次のように改める。

二七・〇九 石油及び壓青油(原油に限る。)

別表第一第一二・〇九号中「六・二五%」を「無税」に改める。

(1) ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)

(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル

以上のもの

(iii) その他のもの

(iv) ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)

のものに限る。)

六・二五%

無税

に改める。

第七条の三の見出し中「石油化学製品製造用原

油の減税及び」を削り、同条第一項及び第二項を

削り、同条第三項中「石油アスファルト、関税定

率法別表」を「関税定率法別表第二七・一四号の

に掲げる石油アスファルト、同表」に、「昭和五十

四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一

日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項

を同条第二項とする。

第八条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を

「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第十一条第一項、第十条第一項及び第十条の二中

「第七条の三第一項」を削る。

第十二条第一項中「第七条の三第一項」を削り、

「第七条の三第三項」を「第七条の三第一項」に改め

る。

第十二条第一項中「第七条の三第三項」を「第七

条の三第一項」に改める。

第八条第一項中「第七条の三第三項」を「第七

条の三第一項」に改める。

第八条第一項中「五六円一〇錢」を「七三円

を

当該年度における国内需要見込数量から

国内生産見込数量を控除した数量を基準

とし、国際市況その他の条件を勘案して

政令で定める数量以内のもの

無税

を

別表第一第一二・〇七号中「五・五%」を「四・五%」に改める。

二七・〇九 石油及び壓青油(原油に限る。)

別表第一第一二・〇九号を次のように改める。

二七・〇九 石油及び壓青油(原油に限る。)

別表第一第一二・〇九号中「六・二五%」を「無税」に改める。

(1) ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)

(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル

以上のもの

(iii) その他のもの

(iv) ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)

のものに限る。)

六・二五%

無税

に改める。

別表第一第三九・〇七号中

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当する

ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)の製品

(ii) その他のもの

ル以上のもの

ル以上のもの

うさぎの毛皮

別表第一第三九・〇七号中

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当する

ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)の製品

(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル

ル以上のもの

無税

別表第一第三九・〇七号中

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当する

ハムケーシングその他これに類する

物品(管状のものに限る。)の製品

(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル

ル以上のもの

無税

を

別表第一第三九・〇三号中

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

別表第一第八四・六四号の次に次の一号を加える。

八四・六五

機械類(電気機器を含む)の部分品(接線子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。)のうち

船舶用のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る)及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこれら部分品

八四・〇八 別表第一の三第八四・〇八号を次のように改める。

八四・〇八 その他の原動機

一 原動機

(一) 航空機用のもの

(二) その他のもののうち

ガスター・ビン(船舶用のものを除く)

その他のもの(船舶用のハイドロ・ジョットエンジン)(一

分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る)を除く。

二 原動機の部分品

(一) 航空機用のもの

(二) その他のもののうち

船舶用のガスター・ビン又はハイドロ・ジョットエンジンの部分品以外のもの

一二 その他のもののうち

キュー・ベ根、大麻草、けしがら及びおたねにんじん以外のもの

おたねにんじん以外のもの

無税

一二・五%

九・五%

八%

無税

一二・五% を

一二 その他のもののうち

キュー・ベ根、大麻草、けしがら及びおたねにんじん以外のもの

カシュー・ナット(パルプ状にしたもの)を除く。

一五% を

一二 その他のもののうち

カシュー・ナット(パルプ状にしたもの)を除く。

一五% を

1 (施行期日) この法律は、昭和五十四年四月一日から施行

する。  
(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法

昭和五十四年二月二十八日印刷

昭和五十四年三月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

航空機燃料税法の一部を改正する法律案  
航空機燃料税法の一部を改正する法律  
航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
第十一條中「一万三千円」を「二万六千円」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる航空機燃料税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。